

和歌山県立文書館開館二十周年記念

古文書徹底解釈 紀州の歴史

つるの嫁入り

偽一九と書物屋喜一郎

和歌山県立文書館

目次

はじめに――ご利用にあたって――	1
一 つるの嫁入り	5
二 偽一九と書物屋喜一郎	77

【はじめに——ご利用にあたって——】

和歌山県立文書館もんじょかんは平成五年（一九九三）七月に開館しました。今平成二十五年度はその二十周年に当たります。平成八年、事業の一つとして古文書講座を始めました。以来、延べ百数十回、一人人にせまる受講生と一緒に学んだことになりました。講座の資料は膨大な量に上ります。昨年度、これらの中から一連の古文書を選び、徹底解釈をやり直し、古文書解釈「つるの嫁入り」を執筆しました。今回「偽にせいつく一九と書物屋喜一郎しよもつや」を加え、昨年度の分も合わせて開館二十周年記念誌として編纂しました。一つの項目の古文書は関連のあるものです。「つるの嫁入り」は、村のつると武兵衛の後半生の物語です。「偽一九と書物屋喜一郎」は、城下町の書物屋が平凡な日々を送るのかと思いきや、事件にまき込まれていく話です。古文書講座で留意しているのは以下二点の「理屈」です。第一に、くずし字の成り立ちです。くずし字辞典を引いてみると、くずし字は楷書から草書へと並べてあり

ます。一つの文字でくずし方に異なった系統がある場合には、その系統ごとに分けて同様に並べてあります。その流れを眺めていると、楷書のどの部分がどのように草書にくずされていくのかが見えてきます。

また複数の漢字のくずし方を比べていくと、部首だけでなく、旁つら（たとえば「源」と「願」の「原」）やもつと細かい部分部分（たとえば「原」と「者」の「日」）でも、同じ部分は同じくずし方になっていることも分かってきます。部首が同じ形にくずされるのはどなたもお気付きでしょうが、漢字は秩序なくくずされるのではなく、くずし方の規則・法則に従ってくずされているのです。

古文書講座では、たとえば本稿二点目の古文書「みよの送り一札」でみよの兄源右衛門の「源」の字。「シ」（三点を縦につなげたさんずい）と「尸」（がんだれ）（横角の終筆部につなげてそのまま左払いを書く）と「日」（〇

に点」と「小」（縦角の左右に点）のそれぞれのくずし方と、それを組み合わせた字が「源」なのだという具合に説明します。さらには「ゞ（さんずい）」だけでなく、「原」も、また「原」の「尸」（がんだれ）・「日」・「小」という部分部分もすべて、たとえば「願」が出てきた時に、たとえば「原」が「日」が出てきた時に、同じ部分のくずしは同じ様にくずすのだということを解説します。

くずし字にはくずし字の理屈がある。「源」のくずし字を取り上げて何の説明もなしに、これが「源」のくずし字です、大切ですから覚えましょうとやってはいけません。これではせっかくくずし字を学んでもただの暗記物にしかありません。そうではなく、なぜその形にくずれるのかに納得し、くずし字や同時にくずし字の文化をも理解する方が豊かになるではないですか。同じ覚えるのでも、理屈と絡めた方が覚えやすいはずです。同じ部分は同じに崩れるのだから他の字にも応用が利く。講座ではここをていねいに説明します。

それをこの紙面でも実現しなかったのですが断念しました。講座で説明するのでもなかなか手間のかかる作

業ですが、ましてや紙面ではあまりに複雑な作業になって「源」の説明でお分かりでしょう）時間と手間がかかりすぎる。専従の書家も一人いりません。ですからこの「つるの嫁入り」では、分かなければ答えをどんどん見て下さい、その上でその字をくずし字辞典で引いて楷書がどういうくずし方にくずし字になっていくのか考えてみて下さい。そういうことで、皆さん講座に来て下さい。あるいはグループの方は近年の講座を収録したDVDがありますので、そちらをご利用下さい。

第二の留意点は文章内容の徹底的な解釈です。近世用語の意味をていねいに説明するのはもちろんのこと、語法の解説にも力を入れています。たとえば、「被_レ為_二成_下」はどのような意味・語法なのかも説明します。「被」は敬語。受け身としているのはほとんどない間違いない。「為」も敬語。使役ではないですよ。「被_二成_下」(してくださる)は「被_レ下」(下さる)より改まった言い方の方のよくなるのですが、そういう説明も必要です。「していただく」(謙譲語)などと決して考えてはいけません。現代社会から敬語(下さる)がなくなり謙譲語(いただく)

に誤って取って代わられてしまったのですが、その現代語の間違いに無自覚なまま古文書解釈をするなど許されるわけではないでしょう。「被」も「為」も「成下」も全部敬語。これは三重敬語なのです。

用語とともに近世固有のこのような語法を理解して初めて、その文章の意味を徹底的に解釈する準備がととのいます。「一 偽一九と書物屋喜一郎」を具体例として取り上げますと、「2 偽の十返舎一九」では、⑫の「江戸表二而御願済」、⑬の「私共先願有之候由申聞候」から、偽一九は喜一郎の狂言ではなく実際に出現し、これにだまされた喜一郎が生真面目に対応したことが読み取れます。「8 増刷できず著作が品切れ」は、③「数月製本出来不仕」、④「板木不足」から、手元に版木はあったものの増刷禁止だったこと、版木を分け持ちしていることが分かります。⑥「御取計被成下候様仕度奉存」は、相手の行為を自分がしたいと思うという悪文になっています。「10 弟をおじの養子に」は、②が財産の話、⑤が家計の話と、区別して述べています。このような文意の徹底解釈抜きには、古文書や近世史が分かるうはず

がありません

ところが、くずし字の成り立ちにしろ、用語にしろ語法にしろ、文意の解釈にしろ、とんでもなく難しい。どこかに手本があるのでなければ手引きがあるわけではない。筆者がすべて分かっているのではもちろんないのですが、ひたすら『くずし字用例辞典』『日本国語大辞典』（これも当然完璧では決してありません）を引き、うんうんうなつて考えて考えてお伝えしています。実に理屈っぽい講座です。受講生は、だから理解して下さいます。「難しかったけれどよく分かった」。最高の褒め言葉を下さいます。この文章内容の厳密な解釈の方は、本稿にも十分反映させました。お読み下されば今までよく分からずもやもやしていたものが氷解し、細部に至るまですっきりとご理解なれるだろうと思います。

歴史は現在と関係のない過ぎ去った過去のことなのではありません。過去を学ぶことで初めて現在が、我々の立ち位置が理解できます。きわめて現代的な課題なのです。さあ、みなさん、本誌を大いに活用下さい。古文書講座において下さい。図書館閲覧室にも、これまでの

百数十回の古文書講座の資料を順次そろえ、古文書を学べる環境を急ぎ整えていく予定です。文書館を十分ご利用下さい。

(遊佐教寛)

一 つるの嫁入り

1 武兵衛方へ

江戸時代の末のことです。紀州和歌浦湾の南岸、海士郡塩津浦（海南市下津町）の伊右衛門の家につるといふ娘がいました。天保八年（一八三七）正月、つるは塩津浦の隣の村、梅田村（同）の武兵衛のところへ嫁に行くことになりました。数えて三十二歳ですから当時とし

ては遅い嫁入りです。再婚だったのでしょう。離縁をして親の伊右衛門の家に戻ってきたのかも知れませぬ。さあ、つると武兵衛の三〇年以上にわたる物語の始まりです（以下、中尾家文書）。

【つるの送り一札】

〔釈文〕

① 送り一札之事

一当浦伊右衛門娘つると申、当年三十二才ニ

〔読み下し文〕

① 送り一札の事

一当浦伊右衛門娘つる、(徒留)と申す、当年三十二歳に

罷成候者、②其御村武兵衛方へ縁付ニ参り

申度段願出候付、任_ニ其意_ニ送り差遣し申候、

③自今其御村人数へ御加へ可_レ被_ニ成遣_ニ候、④尤右之もの

御法度之切支丹類族ニ而も無_レ之、宗旨者代々

浄土真宗ニ而、当浦教徳寺且那ニ紛無_ニ御座_ニ候、

⑤則寺手形相添差遣し候、為_ニ後日_ニ送り一札依而

罷_まり成_り候者、②その御村武兵衛方へ縁付きに参り

申したき段願い出で候に付き、

その意に任せ送り差し遣し申し候、

③自_じ今_{こん}その御村人数へ御加え成し遣わさるべく候、

④もつとも右のもの

御_ご法_{はつと}度_どの切_{きり}支_{したんるいぞく}丹_{だん}類_{るいぞく}族_{ぞく}にてもこれなく、宗旨は代々

① 送り一札依而

一 南浦保良の取はるる事あり
 ② 其御村武兵衛方へ縁付あり
 申度段願出候付、任_ニ其意_ニ送り差遣し申候、
 ③ 自今其御村人数へ御加へ可_レ被_ニ成遣_ニ候、
 ④ 尤右之もの
 御法度之切支丹類族ニ而も無_レ之、宗旨者代々
 浄土真宗ニ而、当浦教徳寺且那ニ紛無_ニ御座_ニ候、
 ⑤ 則寺手形相添差遣し候、為_ニ後日_ニ送り一札依而

新居及一切未丹款類
 ⑤ 海志高而高浦花德寺且於然也此以
 則寺秋松法衣也
 如件

天保八年

丙三月

梅田村法名

新九郎



梅田村法名
 新九郎

如し件

塩津浦庄屋

新九郎[㊦]

天保八年

酉正月

梅田村庄屋

半兵衛殿

(資料番号一五)

浄土真宗にて、当浦教徳寺旦那きょうとくじだんなに紛れ御座なく候、
⑤すなわち寺手形相添え差し遣し候、

くだん
件のごとし

後日のため送り一札よつて

〔文意例〕

送り一札について

一①当浦(塩津浦)の伊右衛門の娘つるといふ、今年三十二歳に

なります者のことです。②そちら様の村(梅田村)の武兵衛の家へ縁付いて参りたいといふことを願ひ出てきたので、許しを与え、送り一札を送付いたします。

③今後そちら様の村の人数帳の人数へお加えなさつてやって下さい。④なお、右の者は禁令の切支丹類族ではありません。宗旨は代々

浄土真宗で、当浦の教徳寺の檀家に間違ひございません。

⑤そういうことで、(教徳寺の)寺手形を添えて送ります。後日のため、送り一札は以上の通りです。

〔語意・語法〕

①送り一札之事「送り」は人別送り。人が移動した場合

の、その一人ひとりの送籍状。これに基づいて「人数帳」

に人別の加除を行う。「一札」は証文。「事」は表題に使われ、「について」の意。一箇条書きの頭に書く、「一つ打ち」。「一」「二」「三」とはせず、ずっと「一」「二」「一」。項目が一つしかない場合でもつかう。浦主として漁業を業とする村。紀州藩がその村を「浦」として定めた。当浦伊右衛門娘つる単に伊右衛門の娘だという意味ではない。人別にかかわる文書では必ず当主から書き起さなければならぬので、このように、当浦に伊右衛門が当主である家があつて、その娘につるがいてと記す。「当浦つる」とは書けない。なお、「徒留」と漢字で書いてあるが、ひらがなとして読む。三十二才もちろん今の満年齢ではなく、生まれた年を一年目とする「数え」の年齢。このころとしては遅い嫁入りといえる。後に分かるが、この時武兵衛は四十八歳。双方とも年齢が高いだけでなく年齢差も大きいため、特につるは再婚と考えられる。なお、梅田村に残る、ほかの「送り一札」などからみれば、つるに限らず、嫁や養子はほとんどすべてが近隣の村との間でやりとりしている。罷へりくだった姿勢や、改まった口調を表現する語。

②其御村「其」は相手の側のこと。相手の側だから「御」を付ける。「当浦」に対する語。其御村武兵衛「当浦伊右衛門娘つる」の書き方と比べれば、武兵衛は当主であることがわかる。参り申「申」は言うの意味でなく、上にある動詞「参り」をていねいに表現する補助動詞。段「こと」。「こと」を示すいくつかの語の中でも、最も広い範囲を示す。ここでは冒頭「当浦」から「参り申度」までを含む。願出書き手(塩津浦庄屋)に願ひ出て来た。任「其意」当人の意向に任せる。申し出を認める。差遣し「差」は接頭語。意味を強めたり語調を整えたりする。「遣」は上から尊大に物を「やる」。あるいは「してやる」。つるに対する言い方か。

③自今 自今じこんと読むが、意味は「自いまより今」。今より後。人数へ御加へ塩津浦の「人数帳」からつるの名前を削除し、「送り一札」にもとづいて縁付き先である梅田村の「人数帳」に(人数を)加える、移動させる。「宗門改め帳」(人数帳)は当初、禁止されている切支丹(クリスチャン)ではなく仏教徒であることを明らかにするものだった。しかし、このころには当初の意味合いはうすれ、戸口こごち(戸

籍と人口)の台帳として機能するようになっていた。相手の村が人数に書き加えるため、敬語の「御」が付いて「御加へ」となる。本来「人数」でなく「御人数」ともすべき。なお、「数」の右下の「、」のように見える文字が「へ」。可_レ被_二成遣_一候「被」は敬語。「成」は「する」。「遣」は上位者が尊大に、「してやる」。ここでは梅田村がつるに「してやる」。「可_レ候」には、現象・可能・依頼・指示・命令など様々な用法があるが、これを暗記してその中から何がふさわしいかを選ぶというやり方をとる必要はない。むしろ、「話し手の意志」という原義を、その文章の中で応用していくことが容易でもあり、本来のあり方でもある。ここでは話し手(塩津浦の庄屋)の意志が、「(相手の梅田村で人数帳に加えることを)してやりになる」ことなのだから、「しておやりになって下さい」という、希望・依頼の意味合いで取るのがふさわしいということになる。「遣」の右下の「、」のような文字が「候」。先の「へ」と同じように見えるが、形で区別するのではなく文章の流れから判断する。慣れてくれば難しいことではない。

④切支丹類族「切支丹」はポルトガル語。クリスチャン。「類族」の本来の意味は同類。第一世代の切支丹本人は死亡しているため、その子孫である四親等^{しんとう}以内の者をいう。「宗門改め帳」(人数帳)に載せるためには、送られる人物が切支丹でないことを保証する必要があった。ただ、このころにはキリスト教の表立った動きは影をひそめているため、これは形式だけの文言となっている。無_レ之「之」は「無」を強調する語。宗旨者「宗旨」は宗派。ここでは所属している仏教宗派。「者」^はは漢字表記だが平仮名の「は」(助詞)のこと。代々宗旨といっても個人の信仰にもとづいているのではなく、切支丹でないことを証明するために家ごとに属した。今日に続く檀家制度。ここでは伊右衛門の家の宗旨。旦那檀家。

⑤則 ここでは、前の文章を証拠だてるためにという意味で使われている。そこで。寺手形教徳寺が出した、檀家であることを証した証文。相語調を整える語。為_二後日_一依而如_レ件証文文末の定型文。「為_二後日_一」は「後のため」のことだが、「のちのち問題が起きたときの用意に」の意がある。「後日」は「ごじつ」あるいは「こ

うじつ。「依而」は「そういうことで」。「件」は、そこまでに述べたこと。「依而如件」は、証文類文末の定型文。天保八年一八三七年。塩津浦庄屋新九郎^⑨この

2 みよの嫁入り

つるのような嫁入りや、そのほか養子縁組、奉公稼ぎなどで住む村(町)を移動する人物がいる場合、それまで住んでいた旧村では移り住む新村に右のような「送り一札」を送る必要があります。これに対し、受け入れた村は「受け込み一札」を返します。一対の証文なのです。つるの場合も、梅田村から塩津浦に宛てて受け込み一札が出されたに違いないのですが、その控えはなく、残っているのは「送り一札」だけです。同じ人物について両

【みよの送り一札】

〔釈文〕

① 送り一札之事

ひかへ

一当村源右衛門妹みよ、年式拾七才二而、②去末九月二

一札は、宛先である梅田村に残ったことから、庄屋印を押してあることから、作成した塩津浦に残った控えではなく宛先に届いた正証文であることがわかる。

方そろっているというのは案外難しいもので、この中尾家文書ではみよの一例があるにすぎません。

人別状に限らず、田畑売買証文や借金証文などの証文類には、記載もれが原因で後々問題が起こることのないように藩が雛形ひながたを作っています。ほとんどの証文はその雛形に沿った形式・内容で書きます。つるとみよの送り一札の文言が似通っているのはそのためです。

〔読み下し文〕

① 送り一札いっさつ之事

ひかえ

一当村源右衛門妹みよ、年式拾七歳にて、②去ひ末九月に

其御村十右衛門方へ縁付参居申候、③自今

甚御村御人数御加へ可_レ被_レ成候、④右みよ義、

宗旨ハ代々浄土宗ニ而、則当村地藏寺旦那

ニ而切支丹類族ニ而茂無_二御座一候、慥成者ニ而

御座候、依而送り一札如_レ件

⑤寛政十二

申正月

中村庄屋

庄屋印
肝煎印

その御村^{おん}十右衛門方へ縁付き参り居り申し候、③自今^{じこん}
その御村御人数御加え成らるべく候、④右みよ義、
宗旨は代々浄土宗にて、則ち当村地藏寺^{だんな}旦那
にて切支丹^{きりしたん}類族にても御座無_く候、慥^{たじ}かなる者にて
御座候、よつて送り一札^{ふたん}件の如し

①
是のれに事
ひん

一青村源左衛門様より
②
至事控せり
③
去月村十右衛門方縁付参居申候
自今
④
甚御村御人数御加へ可_レ被_レ成候
⑤
寛政十二
申正月

宗者代、淨宗之別、尚利比、佛壽結
与切支册、經、讀、与、成、言、身、身、性、成、者、与
与、身、身、信、与、与、与、一、九、七、年、一、

⑤ 宣统十二

中正

中国革命

楠美友

忠恕友

与、身、身、信、与、与、与、一、九、七、年、一、

楠くすだゆう太夫殿
忠次郎殿

(資料番号四三八)

〔文意例〕

一 ① 当村(梅田村)の源右衛門の妹みよは年が二十七歳ですが、② 去年の未年の九月に
そちら様の村の十右衛門の家へ縁付いて参っております。③ 今後
そちら様の村のご人数へお加えになって下さい。④ 右のみよのことですが、
宗旨は代々浄土宗で、すなわち当村の地藏寺の檀家
で、切支丹類族でもございません。間違いのない者で
ございます。そういうことで、送り証文は以上の通りです。

〔語意・語法〕

① ひかへ 控え。正証文は中村に宛てて送ったため、梅田村の庄屋はこれを手元の控えとして書いた。「ひかへ」と書くのは、この位置が多い。当村 梅田村。源右衛門 みよの家の当主が兄源右衛門であることが分かる。
② 去未九月二「去」は「以前の」ではなく、去年。「月」の右下にある小さな「二」を見落とさないようにしたい。

参居「居」は、継続を示すが、相手を軽視した表現。ここでは、みよがすでに去年の九月に縁付いていることを、庄屋として上からの視線で述べている。

③ 甚御村 其を「甚」と書き誤ったため、右隣に正しい「其」を書いて訂正している。○に「、」を加えたような字が「御」。④で、あと二箇所に出てくる。可_レ被_レ成_レくすれ

た形だが「可」と「成」の間が「被」。

⑤寛政十二一八〇〇年。庄屋印・肝煎印 正証文に「庄屋印・肝煎印」としたわけではなく、この箇所には自分たちの役職名と名前を書いたという覚え。控えなので分

【みよの受込一札】

〔釈文〕

① 受込一札之事

一其御村源右衛門妹みよ、年廿才二而、②当村

十右衛門方へ縁付参居申候に付、③送り

一札御指越被_レ成候二付、当村宗門御改

人数二相加へ、向後支配仕可_レ申候、依

受込一札如_レ件

④中村庄屋

楠太夫_印

同村肝煎

忠二郎_印

寛政十二年

申正月

梅田庄屋

藤兵衛殿

かり切ったことは省略している。正証文に印鑑を押ししてある場合、控えにはその印影を一律に「印」の字で表現する。忠次郎 中村肝煎。楠太夫の肩書き「中村庄屋」は楠太夫にだけかかる。

〔読み下し文〕

① 受_レ込_一札_ノ事

一その御村源右衛門妹_{みよ}、年_は二十_は歳_にて、②当村

十右衛門方へ縁付_き参_り居_り申_し候_に付_き、③送_り

一札御指_{おん}越_し成_られ候_に付_き、当村宗門御改

人数_に相_ま加_え、向_き後_ご支_し配_{まつ}仕_{つかまつ}可_し申_す可_く候_、依_よつて

受_け込_み一_し札_ノ如_し

同村肝煎

林兵衛殿

(資料番号五八)

① 文也乳之申

一 吉村源之味女年古又之吉村 ②

十方方(縁守)系嘉平公(守)送 ③

一 札湯給録(守)吉村(守)改

一 札湯給録(守)白彦(守)此(守)依

予也一孔外坤
④ 申子月

月行重

留美

大子



寬政十二年

申子月

哲之乃

五慶

月行重

林島反

〔文意例〕

一 ①そちら様の村（梅田村）の源右衛門の妹みよは年が二十歳ですが、②当村の

十右衛門の家へ縁付いて参っております。③（梅田村から）送り

一札をお送りになったので、当村の宗門改め帳の

人数に加え、今後居住者として取り扱いたします。そういうことで、

受け込み証文は以上の通りです。

〔語意・語法〕

①**受込** 人別送り状の送付を受け、その人物を自分の村に受け入れ、「人数帳」（宗門改め帳）に記載すること。

村には本来、このように送り状（あるいはその控え）と

受け込み状（あるいはその控え）が対で残るはずであるが、

ほとんどの場合どちらか一方しかない。**其御村** 中村か

ら出した受け込み一札であるため、梅田村の送り一札と

「其御村」「当村」の使い方が逆になっている。②の「当

村」も同じ。**廿才** 送り一札では式拾七歳となっている。

送り一札では、自村のみよの年齢だから間違うことは少

ないだろうともいえるし、送り一札は控えだから、写す

ときに間違えたともいえ、どちらが正しいかは分からない

い。江戸時代、年齢に限らず一般に数字には間違いが多い。

③**送り一札御指越被成候二付、当村宗門御改人数二相**

加へ「指越」は送ってくる。相手の村が送ってきたため

「御」が付く。梅田村からの送り一札の③「自今其御村

御人数御加へ可被成候」との依頼を受けて、「当村宗

門御改人数二相加へ」、みよを梅田村から中村の「人数帳」

（宗門改帳）に移したといっている。「宗門御改人数」の

「御」は藩の制度であるから付している。「人数」「加へ」

は自村の行為のため「御」は付けない。向後「きょうこ

う・こうご」とも読む。今から後。**支配** 指示すること。

中村の居住者として扱うこと。**仕可申候**「仕」は「する」

の謙讓語。梅田村のみよが移ってきたことに関して、立場は対等であるものの梅田村に対してへりくだった表現をつかっている。「申」は上の動詞「仕」をていねいにあらわす。「可：候」は「話し手の意志」、ここでは梅田村庄屋からの依頼を受けて、中村庄屋が文字通り「今後支配します」という意思を表している。

3 屋敷拾五歩

つるが縁付いた武兵衛の名前は、この「送り一札」より一五年前、文政五年（一八二二）の梅田村「検地帳」と「名寄帳」にも出てきます。村の田畑を通し番号順に並べたものが検地帳です。武兵衛は田畑は持っていない。年貢負担のない屋敷地一筆（畦道に囲まれた一区画の土地）だけ。しかも、一五歩Ⅱ一五坪（約五〇平方メートル）の狭い土地です。貧しい家なのです。

検地帳では所持者はまちまちになりますので、実用のために所持者ごとにまとめた名寄帳が当然必要になります。検地帳を編集し直した帳面ですので、土地の書

④中村庄屋楠太夫[㊦]・同村肝煎忠次郎[㊦] 受込一札は正証文であるため、中村庄屋・肝煎の名前と印鑑は省略していない。送り状と受け込み状では、当然、梅田村庄屋と中村庄屋との位置が逆になっている。受け込み状の宛先に書かれた名前が、送り状で省略された部分であることが分かる。

式は検地帳と同一になります。武兵衛の項には付箋が付いています。次の「名寄帳」が編集される嘉永五年（一八五二）までの間の変化を書き留めたものです。

そこには、貸付金である「道祖神講」と「和歌御祠堂（金）」に「差入」れたとあります。唯一の所持地である屋敷地も、嘉永四年までの二九年間のいずれかの時期に借金の抵当に入れてしまったのです。つるが嫁入りをした天保八年にこの屋敷地が抵当に入っていたかどうかは分かりません。しかし、いずれにせよ武兵衛の家は、村の中で最も貧しい家の一つだったので。

つゝ、
るの父伊右衛門の家も貧しかったのでしよう。武兵衛の家が貧しいことは承知の上で、ましてや再縁では相

手を選ぶ余地もなく嫁いだということになります。貧しい家の者は貧しい家にしか嫁に行けないのです。

【文政五年検地帳】



〔釈文〕

(首略)

千三百式十 一屋敷拾五歩 七郎大夫 武兵衛

高七升五合

(尾略)

(資料番号三九二)

〔語意・語法〕

千三百式十 紀州全体でのまとまった検地は、浅野幸長しんながが慶長六年（一六〇一）に行なっている。一筆いっぺんことに広さを測り、土地の等級・耕作人を決めていく、膨大な作

業だった。それから二百年以上経ったこの文政五年の「検地帳」にも、慶長検地の記載内容が何か所もそのまま残っている。この「千三百式十」は慶長検地で土地ごとに振っ

た通し番号。土地は通し番号順に記載されている。屋敷

拾五歩 高七升五合「拾五歩」は計測した面積。一五坪

＝約五〇平方メートル。武兵衛は田畑の所持はなくこの

屋敷地のみ。しかも、屋敷地としてはきわめて狭い。な

お、一反が一〇畝。一畝（約一アール）が三〇歩（坪）。

「高七升五合」はその土地の（想定）取れ高。たとえ屋

敷地でも記載する。石・斗・升・合は十進法。一合は約

一八〇cc。土地の質ごとに基準となる石盛り（想定取れ

高）を決めてあるので、面積×石盛りでその土地の石盛

りを算出できる。屋敷地は、一反当たり一石五斗の石盛

りを適用しているので、一五歩＝五畝＝五反×

一石五斗＝七升五合になる。これらの数値は慶長検地当

時のものと考えられる。七郎大夫 武兵衛「七郎大夫」

は、慶長検地の際の所持者（耕作人）。連綿と百何年も

前の所持者を書き続けていく。これは、近世に土地を認

識する際に、「千三百式十の田」では分かりにくいので、

「七郎大夫の屋敷地」「七郎大夫の田」という言い方をし

ていたからではなかったのか。「武兵衛」は、その検地

帳作成時（ここでは文政五年）の所持者。

武兵衛

高七升五合

七升五合

七斗

田七升五合

武兵衛

①

【文政五年名寄帳】（前が付箋を上げた写真、次が付箋を下ろした写真です。〔積文〕は付箋を貼る前の状態の文章と付箋の文章とに分けたので、写真とは異なります）。

〔積文〕

〔読み下し文〕

（首略）

① 田高合わせて七升五合

①

氏神

武兵衛

（付箋）

② 「道祖神講へ差し入れ申し候、

千三百式十 一屋敷拾五歩 高七升五合 七郎大夫

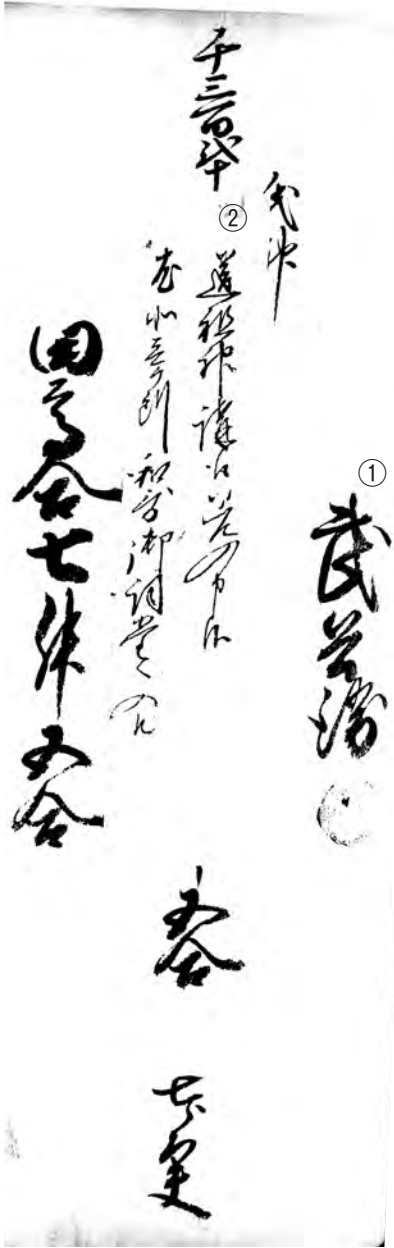
田高合七升五合

もつとも北壺か所、和歌御詞堂へ入る」

（付箋）

② 「道祖神講江差入申候

尤北壺ヶ所、和歌御詞堂へ入ル」



(尾略)

(資料番号一五四)

〔文意例〕

(付箋)

②「道祖神講へ差し入れたした。

ただし、北の一か所は和歌(東照宮)の祠堂(金)へ差し入れた」。

〔語意・語法〕

①**武兵衛** 検地帳は土地の通し番号順に書かれているが、名寄帳は、所持人ごとに項目を立て、その後ろに検地帳から選り出した土地を並べていく。なお、梅田村の名寄帳の名前の記載順はおおむね人数帳と同じ。

②**道祖神講江差入申候、尤北ヶヶ所和歌御祠堂へ入ル**「道祖神講」「和歌(東照宮) 御祠堂(金)」は先祖供養のた

4 名寄帳をさかのぼる

もっとも、武兵衛の家の土地はずっとこの屋敷地だけだったわけではありません。名寄帳をさかのぼると

めや建物の修理のために寄進した金銭。その多くは貸付金として運用される。「差入」「入ル」は借金の抵当に差し入れること。「北ヶヶ所」とはどういう区分のことなのか分からないものの、屋敷地のほとんどを道祖神講、残りを東照宮の「御祠堂(金)」に差し入れている。

少しだけなのですが、ほかの土地を所持していた時期もあったことが分かります。紀州藩などでは幕府と違

い、田畑の売買が許されていたからです。次の正徳元年（二七一）には、先祖の同名武兵衛は、ほかにも屋敷地と下々畑げげをそれぞれ一筆ずつ所持しています。

ところが、享保元年（一七二六）の「名寄帳」では先祖の武兵衛の所持地は、文政五年と同じ、「千三百廿」の屋敷地だけになっています。正徳元年から享保元年ま

での五年の間に、「わけ（分け）屋しき」と下々畑を手放したのです。あったはずの譲り証文も残っていません。

同じ享保元年の「検地帳」（資料番号一四二）をみると、「千三百二十二」の「わけ屋しき」の所持者は「太兵衛」に、「九百二十七」の「下々畑」の所持者は「広福寺」とあります。

【正徳元年名寄帳】

〔釈文〕

（首略）

① 武兵衛印

千三百二十 氏神

一屋敷拾五歩 高七升五合 七郎大夫

② 同所

千三百二十二 一屋敷拾五歩 高七升五合 新二郎

是ハ壹畝六歩、高壹斗八升ノ内太兵衛とわけ屋しき

③ 池ノ下

九百二十七 一下々畑貳拾四歩 高四升八合 善大夫

田畑高小以壹斗九升八合

内 田高壹斗五升

畑高四升八合

① 氏名

千言平 一屋交授歩

高七書文

七書

② 千言平二

一屋交授歩

高七書文

新了

③ 九百平七

一屋交授歩

高七書文

高七書

④

田畑高七書

田畑高七書

(尾略)

(資料番号一五六)

〔語意・語法〕

① ㊦この印を武兵衛家では明治初年まで使い続けていく。
 ② 太兵衛とわけ屋しき この屋敷地の一畝六歩 \parallel 三六歩のうち一五歩、つまり一二分の五(約四一・七パーセント)を武兵衛が、残り一二分の七を太兵衛が所持している。ただこれは、先祖の武兵衛が屋敷地を所持していることを示しているだけだから、彼らがそこでどういう形で住んでいるのかまでは分からない。

③ 下々畑 じょうじょう 上々・上・中・下・下々の五段階に分けた田畑の等級付けの一つ(海士郡では上々畑はない)。文政五年「検地帳」の項で示したように、下々畑の石盛りは一反当たり六斗だから、二四歩 \parallel 〇・〇八反 \times 六斗 \parallel 〇・四八斗 \parallel 四升八合になる。
 ④ 小以 小計。屋敷地は田高たかに換算し、先祖の武兵衛所持の田畑の合計をここで算出している。

【享保元年名寄帳】

千三百廿一石兵衛五斗
 一石五斗五升

本三斗

七石五斗

七石五斗

〔釈文〕

（首略）

武兵衛

氏神

千三百廿 一屋敷拾五歩 高七升五合 七郎大夫

（尾略）

（資料番号一五三）

5 伝右衛門の譲り証文

土地の売買に際しては譲り証文が交わされます。武兵衛の先祖が売った畑と屋敷は譲り証文が残っていませんので、つるの嫁入りの頃に同じ梅田村の伝右衛門という

人物が売った田の証文をみてみましょう。なお、抹消線は、この土地がさらに転売され証文が効力を失ったために引いたのでしよう。

【伝右衛門田地譲り証文】

〔釈文〕

① 譲証文之事

東八吉祥院田 西八道
田地式ヶ所 南八川 北八道

垣内

② 九百六十八 一下田拾五歩 高六升五合 孫太夫

一覽此山志以爲得身性揚安身正
善障所由生皆以刻於人死如急度
切明下以法身有日德復以行

⑥
天保十

子心月

上人

德安

前德

善

行記

德

石鐘記 ⑦
此碑在石上

村
峯
石
友

石
鐘
記

石
鐘
記



垣内

千百廿九 一中田壹畝三歩 高壹斗八升七合 広福寺

③右者我等所持之田地、所縁依^レ有^レ之、其方江

讓申所実正也、④然上者御年貢・諸役共、其方へ

可^レ為^二支配^一候、⑤右田地ニ付何方^レも構・妨無^二御座^一候、

若障儀出来候ハ、此判形人罷出、急度

埒明可^レ申候、依而為^二後日^一、讓証文如^レ件

⑥天保十一

本人

子正月

伝右衛門^印

同村請人

嘉右衛門^印

同村組頭

伝兵衛^印

村

兵右衛門殿

⑦右讓証文之通致^二承知^一候、以上

庄屋

半兵衛^印

同村肝煎

太右衛門^印

(資料番号四七四)

〔読み下し文〕

③右は我等所持の田地、其方所縁^{しよえん}これ有るに依り、その方へ

譲り申す所実^{じっしやう}正也、④然^{しかる}上は御年貢・諸役共^{しよやくとも}、其方へ

支配^べたる可^べく候、

⑤右田地に付き何方^{いずかた}よりも構・妨^{かまひ}げ御座無^{きつと}く候、

もし障^{さざわり}の儀出来候はば、この判形人^{はんぎやう}罷出^{まかりいで}、急度^{きつと}

埒^{らちあけ}明申^{あき}す可^べく候、依^よつて後日^{なご}の為、よ^よつて譲^やり証^{しよ}文^{ぶん}の如^{ごと}し

〔文意〕

① (田地) 譲り証文について

③ 右は私が所持する田地ですが、縁があつてそちら様へ

お譲りすることは間違ひありません。④ そうであれば御年貢・諸役ともに、そちら様の

取り扱いにして下さい。⑤ 右の田地についてどなたからも(所持権をめぐる)問題や支障はありません。万一差し

障りになることが起きたならば、この判を押した人物が出頭して必ず

事を処理いたします。後日のため、譲り証文は以上の通りです。

⑦ 右の譲り証文の通り承知いたしました。以上

〔語意・語法〕

① 東八：西八：南八：北八： 売買証文で土地の所在場

所を表す形式。四至^{ししほうじ}勝示 (莊園の区域を確定するために

四方に設置された標識) の形式を踏襲したものと思われる

る。このような東西南北の区切りを示すことで、所在と

その範囲を明らかにした。この田地は、東を吉祥院の田、

西は道、南は川、北を道で区切られている、そういう箇

所のその範囲だという意味。ただここである「吉祥院

田」(吉祥院の持つ田)とは、基準としている慶長六年

(二六〇一)の検地帳に登録された、その田の所持者。

田畑を特定するための使い方、この田が売られた天保

十一年時点のことではない。

② 九百六十八： 田畑の表示は検地帳の記載形式そのま

まであることに注意したい。

③ 者 漢字で表記してあるが、これは平仮名。助詞の「は」。

我等 私。複数を意味しているのではない。「ホ」あるい

は「木」のような形が「等」。所縁「所縁」は縁。有^レ之「有

の強調。読みは「これある」になるが、「これ」は必ずしも読まなくともよい。**其方江**「其方」はあなた様。「江」は、これも漢字表記だが平仮名。方向を示す助詞の「へ」の代わりに音が同じ「江」を使っている。**申**補助動詞。上にある動詞、ここでは「讓」をていねいに表現する語。**実正也**「実正」は事実であること。間違いのないこと。「也」は断定。「：所実証也」は証文類の定形文。

④然そうである。**諸役**年貢以外に課された租税や労役。「諸」の「言(ごんべん)」は書き様が悪く「イ(にんべん)」の様に見える。**其方へ「へ」**は不要な文字(衍字^{えんじ})。**可レ為_レ支配**候「為」は断定。「である」。「支配」は取り扱う、負担する。「可：候」は「つるの送り一札」にあったように、話し手の意志。ここでは「支配して下さい」という意味で、相手への依頼。田畑を売るといふことは耕す権利にともなう年貢納入の義務も移転するわけで、ここではその点を確認している。「可レ為」は虫食(ちゅうしょく)にかかっている読みにくい。

⑤何方どなた様。**もも**「も」は二つの平仮名「よ」と「り」の合字。「も」が下の「構」の「きへん」と重なっている。**構**

妨「構」は問題、差し支え。「妨」は支障。**無**「御座」「ない」の丁寧語。売買される田畑には権利関係が複雑に絡み合っている場合も想定される。ここでは、この土地にはそうした複雑な関係がないことを述べている。「無」の下にある、平仮名の「い」のような文字が「御」。障差し障り。**儀**こと。「こと」を意味する語はいくつかあるが、その中で最も狭い範囲を示す。ここでは直前に置かれた「障」についてだけ述べる。**出来**問題が起きる。候ハ、「そうろう(らふ)」の語尾変化「そうらは」に仮定の「ば」が付いた形。カタカナ「ハ」につなげて「、」を書いている。**判形人** 認証の判を押した者。ここでは「本人」。「請人(保証人)・組頭(五人組頭)の三人。**罷出**「罷」はへりくだった姿勢や、改まった口調を表現する語。ここでは「出」を丁寧に表現する。**急度** 厳しく。是が非でも。必ず。**埒明可レ申候**「埒」は柵。転じて、物事の区切り。「埒明」で事を処理する。「申」は、ここでは「明」に対する補助動詞。「可：候」はここでは、自分の意思。「いたします」。この「可」と、下の「為_レ後日」の「為」が、④の二行目、改行した冒頭、虫損の「可レ為」に該

当する文字。

⑥天保十一一八四〇年。村「同村」のこと。梅田村。本人売り主。請人土地の売買であるために慎重を期し、当人と請人ばかりでなく組頭までもが名を連ね、証文の内容が間違いないことを保証している。兵右衛門 買い

6 検地帳と名寄帳を書き換える

土地の所持権の移転に伴い、検地帳と名寄帳を書き換えます。梅田村では文政五年（一八二二）に双方の帳面を作りました。次の改訂は三〇年後の嘉永五年（一八五二）になりますので、嘉永五年までの売買は文政五年の帳面に以下のように付箋を貼って訂正処理していきます。

通常、売り主は借金返済のために田畑を手放し、そのことで耕作する土地が足りなくなれば、ほかの家に小作として雇われて耕すことになるとされます。一方買い主

主。

⑦通り「通」の「しんにゆう」の右下に、小さく「り」が書いてある。致改まった場面で使う、「する」「なす」。庄屋・肝煎「庄屋」は村の役務に関わる、村民の長。「肝煎」は庄屋の下で役務を果たす。

は地主化し、買い集めた田畑を小作に出し、余った資金でさらに田畑を買い増して行くと考えられています。中尾家文書を見ても、確かに、太郎左衛門・太兵衛など同じ買い主の証文が数多く残っています。

しかし、ここで田を手放した伝右衛門は、同時期に一方で下畑壹畝一二歩と下々畑二畝六歩を買い入れていきます。田を購入した兵右衛門は持ち高も多く、手に入れたこの田もじきに手放していますので、転売して利益を上げていたように思えます。

【文政五年検地帳】(①②とも、「釈文」の前が付箋を上げた写真、後ろが下ろした写真。②では「兵右衛門」の付箋が脱落しています)。



〔釈文〕

(首略)

① 同

九百六十八 一下田拾五歩

高六升五合

同人 伝右衛門

(付箋)

〔兵右衛門〕



(中略)

②
 千百廿九
 下ノ池垣内
 一 中田壺畝三歩
 同寺 伝右衛門
 高壺斗八升七合
 尾略
 (資料番号三九二)
 子百廿九
 中田壺畝三歩
 高壺斗八升七合
 同寺 伝右衛門

(尾略)

(資料番号三九二)

〔語意・語法〕

- ① 同「垣内」のこと。同人「孫大夫」のこと。
- ② 同寺 広福寺のこと。

【文政五年名寄帳】(同様に、①②とも〔釈文〕の前が付箋を上げた写真、後ろが下ろした写真)。



(中略)

〔釈文〕

（首略）

伝右衛門印

（中略）

① 九百六十八 一下田拾五歩

高六升五合

孫大夫

（割印）「天保十二丑二月兵右衛門へ入」

（付箋）

① 九百六十八 一下田拾五歩 高六升五合 孫大夫 傳右衛門

① 九百六十八 一下田拾五歩 高六升五合 孫大夫 傳右衛門

（中略）

② 九百六十八 一下田拾五歩 高六升五合 孫大夫 傳右衛門

千百廿九 ②

下池垣内

一中田壹畝三步 高壹斗八升七合 広福寺

(割印) 〔天保十二丑二月兵右衛門へ入〕
(付箋)

②
音九
一中田壹畝三步
天保十二年二月
兵右衛門
入

(中略)

音九
一中田壹畝三步
天保十二年二月
兵右衛門
入

(中略)

③
音八
下田拾壹畝
高壹斗八升七合
広福寺

音九
一中田壹畝三步
高壹斗八升七合
広福寺

兵右衛門印

(中略)

(貼紙)

③ 垣内 伝藏 〆入

九百六十八 一下田拾五歩 高六升五合

孫大夫

同所 伝藏 〆入

千百廿九 一中田壹畝三歩 高壹斗八升七合 広福寺

(尾略)

(資料番号一五四)

〔語意・語法〕

① 天保十二丑二月兵右衛門へ入「讓証文」は「天保十一子正月」付け。名寄帳の付箋では数多く「天保十二丑二

7 倅勝次郎・きくの

話はつるの「送り一札」に戻ります。そこには、「自今其御村人数へ御加へ可_レ被_二成遣_一候」(今後そちら様の村の人数帳の人数へお加えなさってやって下さい)とありました。つるを送り出した中村では、「人数帳」からつるの名を削っているはずですが、つるを受け入れた梅

月]になっているので、売買ではなく名寄帳を整理した月のことと思える。③ 伝藏 伝右衛門の誤記。

田村では、早速つるの名を「人数帳」に書き加え「受け込み一札」を差し出したことでしょう。これで村としての手続きは双方とも完了します。

ただ梅田村に残る「人数帳」が一番古いもので安政五年(一八五八)。天保八年(一八三七)のつるの嫁入り

からは二一年後になるのです。そこには三七軒の家族、合わせて一六八人の名前が書いてあります。このころの一家族の人数は全国平均で五人ですから、それに近い

四・五人で、家族の構成も分かります。果たしてつる、武兵衛夫婦は載っているのでしょうか。五つの家を取り上げてみます。

【安政五年人数帳】

〔釈文〕（丸番号は安政人数帳の家ごとの通し番号）

（表紙）

「安政五年巳正月

八歳以上人数帳

梅田村

就「切支丹御改」村中神文并寺一札」

（中略）

①7 一家内四人 内二人

佐兵衛

妻ぬい 弟定七 倅さよの まさゑ

（中略）

②5 一同 三人 壹人

紋太郎

貳人 亥椒浜参り 亥

倅おみよ もと をふん 竹の

（中略）

②8 一家内四人

二人

武兵衛

妻つる

倅勝次郎

さくの

（中略）

③3 一同 四人

壹人

喜右衛門

妻たみ

妹やすへ

倅せの 養子喜兵衛

（中略）

③6 一家内五人

二人

市右衛門

母おまつ

弟徳松

おゑん 小きん

（尾略）

（資料番号三三三九）

〔語意・語法〕

(表紙) 安政五年巳正月 安政五年は午年、巳は前年四年。「人数帳」の中の記述は「午うま」になっていて、「子ね年・午うま年二相改」とも書いてあるので、「安政五年午」の改訂帳と判断できる。年が改まったばかりの正月だったので

前年の「巳」を書いてしまったのだろうか。八歳以上死亡率の高い小児を除外したものと考えられる。八歳以上の掲載なので村民すべてが分かるわけではない。人数帳 表題からしても宗門改めの意味が希薄になり、戸口こご

安政五年巳正月

八歳以上人数帳

梅田村

梅田村中神文赤音札

(中略)

①7
一
心
人
心
人

美
月
有
國
七
作
之
心
の
心

心
人

(中略)

②5
一
心
人

心
人

心
人

心
人

心
人

心
人

(中略)

②8
一
心
人

心
人

心
人

美川子 悻 恂 恂 恂 恂

(中略)

③③
一 同 脚 人

美川子 悻 恂 恂 恂 恂

一 恂 人

一 恂 人

(中略)

③⑥
一 恂 人

美川子 悻 恂 恂 恂 恂

一 恂 人

一 恂 人

(戸籍と人口)の集計に比重が移っていることが分かる。幕府の政策により宗門改め帳(人数帳)は全国で明治四年(一八七二)まで作り続けられたため、世界的にも類例の少ない人口史料となっている。就**三切支丹御改一村中神文并寺一札**「切支丹御改」は、切支丹(キリスト教)を禁じ、全員を仏教徒として登録する寺請け檀家制のこと。幕府が寛文かんぶんころ(一六六〇年ごろ)に定めた。「神文」(起請文きしょうもん)はそれぞれの百姓が、梅田村の三つの寺院の檀家であり切支丹ではないことを神仏に誓ったもの。「寺一札」は、それについての寺側の証文。これらは形式化し、「人数帳」の尾部に付け足されている。

⑰**家内家族**。四人「五」を「四」に訂正している。この「人数帳」に書かれた訂正や傍注はすべて、六年後、文久四年(一八六四)に次の人数帳を編集するまでの間の異動を記したもの(複写では分かりにくい)が実際にはやや薄墨で書かれている)。内家族の男女別内訳。佐兵衛この位置に書かれるのはその家の当主。この「人数帳」は写したが、藩に提出した正本では当主名の下に印が押されているはず。妻ぬい 弟定七 時期は不明ながら、次の人数帳までの間に村からいなくなった。死没・出奔、

みよの「送り一札」「受け込み一札」でみたような縁付きや養子などが考えられる。かぎ括弧()の縦角を長くしたような合点がってんと、定七はその上〇でも抹消している。「家内四」をさらに「三」に訂正しなければならぬはず。「ぬい」の「い」は「以」に書いているが平仮名。この定七の様に、独立していない弟・妹が同居していることも多い。悴せさよの男も女も「悴」。ここでは悴は男女を区別せず、年齢順に記してある。「の」は愛称。女性名の多くに「の」が付いている。「能」に書いているが平仮名。まさゑ「ゑ」も愛称。

⑱**おみよ**「も」を「み」に訂正している。次の「おもと」を書こうとしたのであろう。もと「と」は「登」のくずし字を書いているが平仮名。亥椒浜参り をふん「亥年(文久三年・一八六三)に椒浜はしかみから紋太郎の家に来た」。続き柄は分からない。竹の文久元年酉年に人数帳に記載され始める年齢の八歳に達したため書き加えたか。あるいは、「亥」が同じなので、をふんが連れてきたのかもしれない。

⑲**つる**「つ」は「川」を使っているが平仮名。勝次郎「郎」をくずしていくと「ら」のような形になる。

③四「四」を「五」に変え、再び「四」に戻している。再び「四」に戻した理由はここだけでは分からない。喜右衛門「衛」は「、」に書かれている。くずした結果「、」になったのではない。名前で「左」と「門」の間にある

8 妻五十六才つる

ありました。二七軒目の「一家内四人（男）二人（女）二人 武兵衛 妻つる 伴勝次郎 きくの」が、武兵衛・つる夫婦とみて間違いないでしょう。夫婦そろって同名異人とは考えにくいですから。つるは勝次郎ときくの二人の子供をもうけ、無事に暮らしていました。ひとまず安心です。「八歳以上人数帳」ですから数え八歳未満の子がまだいたのかもしれないのですが、それは分かりません。

ここには掲載していませんが、「村中神文」（起請文）の箇所には武兵衛が浄土宗地藏寺檀家として載っています。現在でも同じことなのですが、塩津浦の父伊右衛門の下で浄土真宗だったつるが、浄土宗の武兵衛に嫁入りしたのです。まさに、個人の信仰とは無縁の檀家制度な

文字は「衛」に限られるため、ここに文字があるという程度の意味。養子喜兵衛次の人数帳までの間の追記。③徳松「松」は異体字の「叅」を書く。小きん「小」は愛称。

のです。

梅田村には「万延二年西二月 困窮人共名前仕出帳」（以下、「困窮人仕出帳」という帳面があつて、藩に対して困窮人に「救い米」（救荒米）を与えるよう求めていきます。万延二年（一八六一）ですから安政人数帳から三年後のものです。帳面の前半で凶作のため困窮している一軒の家族、合わせて四一人の名前を上げていきますが、一軒とも安政人数帳と一致するようです。その後に記載されているのが武兵衛一家です。この一軒の内から安政人数帳と同じ五つの家を取り上げ、それぞれの家族がどのように変わっていったのかをみていきます。

武兵衛一家は「一家内三人 所持高七升七合 六十八才（のちに述べますが、これは七十二歳が正しいよう

す) 武兵衛 妻五十六才つる 忰十五才勝次郎」となっています。天保八年(一八三七)の嫁入りの時にはつるが三十二歳でしたから、それから二四年後の万延二年(一八六一)には五十六歳です。この「困窮人仕出帳」に武兵衛・つる夫婦があり、つるが五十六歳と書いてありますから、これは「送り一札」でつるが嫁入りをした武兵衛の家に間違いありません。忰の勝次郎も書いてあるので、すから、これまでみてきた安政人数帳も含めて、すべて武兵衛・つる夫婦の家だったことがはっきりしました。

嫁入りは二四年前ですから、武兵衛はその時四十八歳だったこととなります。余計なお世話なのですが、武兵衛とつるとの年齢差は十六歳です。二人とも再婚だったことはほぼ間違いないでしょう。勝次郎は十五歳ですか

【困窮人仕出帳】(前半)

〔釈文〕(五十音は「困窮人仕出帳」に載る家の通し符号)

(表紙)

〔万延二年酉二月〕

困窮人共名前仕出帳

梅田村

ら、結婚して一年目、つるが四十二歳の時にできた子だったのです。嫁いから勝次郎誕生まで期間が離れていますので、勝次郎の上にも子供があったものの、その子は幼くして没したのかもしれない。

ここには「忰きくの」がいません。「困窮人仕出帳」は藩に「救い米」を求めているのですから、書き上げている名前はその家に住んでいる者に限っているはずで、す。そうするとこのときくのは奉公にでも出ていて家には住んでいなかったということなのでしょう。

なお、「困窮人仕出帳」は庄屋惣助の差し出しになっています。安政人数帳も惣助が出しています。両方の字は似通っていますので惣助が書いたものなのでしょう。そうした点も注意してみてください。

(中略)

所持高六斗貳升

一家内三人

五十六才 佐兵衛①
妻五十三才 ぬい

第貳二〇五二月

國之精人尤名氣位有傳

柳田村

(中略)

一室之人^カ

石為言上字號
為字號
書字號
修十字號
如
子
印



(中略)

⑤

心象
人

心象
人

心象
人

心象
人

心象
人

心象
人



④

心象
人

心象
人

心象
人

心象
人

心象
人

心象
人



乙 一室一人

(中略)

丙 一室一人

余亦曰接人

西谷子誠存書

力

書

時

月

紙

人

也

作

西谷子誠存書

六十

書

時

紙

人

也



㊦ 十八才 まさ
所持高七斗三升三合
五十七才 後家まつ㊦

悴二十五才 きん
悴二十三才 市右衛門
同二十一才 清右衛門

㊧ 所持高七斗四升九合
一家内四人 七十一才 喜右衛門㊦

妻七十一才 たみ
悴三十四才 喜兵衛
同三十才 せき

(中略)

〔語意・語法〕

(表紙) 仕出 作り出すことだが、ここでは書き上げの意である。

㊨安政人数帳㊩佐兵衛家。所持高「所持高」は所持している田畑の合計した想定取れ高。「困窮人仕出帳」の一軒では平均七斗二升三合。生計を立てるためには通常一人一反、取れ高換算で一石五斗ほどが必要。一軒

㊪ 所持高式斗九升七合
一家内四人 五十二才 紋太郎

妻四十八才 ふん
悴十六才 もと
同 六才 竹の

㊫ 所持高七升七合
一家内三人 六十八才 武兵衛㊦

妻五十六才 つる
悴十五才 勝次郎
合小以四拾老人

(資料番号三三七)

は平均四人家族だから、一軒当たり四反、六石がほしいところ。所持高の少なさが分かる。五十六歳 一軒のうち当主(主人)は七〇歳代が二人、六〇歳代が四人、五〇歳代が四人、二〇歳代が一人。家族数は、五人家族が二軒、四人が四軒、三人が五軒。妻は合わせて七人、悴は十八歳以上が男四人、女七人の一人、十八歳未満

は一二人。ほかに一〇人ほどが奉公に出ているようだ。当主が全体としてやや高齢ではあるものの幼い子供も特に多いというほどではない。貧困は当主の年齢や子沢山こたぐさんの問題ではなく、田畑の持ち高の少なさが原因だと考えられる。妻ぬい 安政人数帳で消されていた「妻ぬい」がここには書かれている。ぬいぬいが居住しなくなるのは「困窮人仕出帳」以後のことなのだろう。弟定七 一方、安政人数帳で抹消されていた「弟定七」はここでもない。この時点ですでに居住しなくなっていたのであろう。悴さよの ここにはないが、安政人数帳で抹消されてはいなかったのだから、一時的に奉公に出ていると考えられる。「困窮人仕出帳」では一家で誰か一人は奉公に出ているようである。安政人数帳は居住しなくなった人物だけ抹消し、一時的に奉公に出ているなどの人物はそのまま載せているらしい。一方、「困窮人仕出帳」はその役割からしても掲載しているのはその時の居住者に限って、一時的に外に出ている者は書いていない様に思える。

㉔同36 市右衛門家。後家まつ 安政人数帳の「母おまつ」

がここでは「後家まつ」として当主になっている。悴きん 安政人数帳の「小きん」のこと。悴市右衛門 安政人数帳で当主になっていた市右衛門が「悴」とされている。悴清右衛門 安政人数帳には書かれていなかった。弟徳松 おゑん 安政人数帳の「徳松・おゑん」が書かれていないが、清右衛門が徳松の可能性もある。おゑんは外に出ているのだろう。

㉕同33 喜右衛門家。悴喜兵衛 安政人数帳で編集以降に追記されていた養子喜兵衛が「悴」として書かれている。悴せき 安政人数帳のせせのこと。妹やすへやすへ ここで記載されていないのは外に出ているのだろうか。

㉖同25 紋太郎家。妻ふん 安政人数帳には「亥（文久三年・一八六三）椒浜参り をふん」とあるが、ここに「妻四十八才 ふん」と出ている。嫁入りだったことが分かるが、「亥」より早い酉（万延二年・一八六一）にすでに記されている。「悴おみよ・もと」の下に追記してあるのだから、後妻だったことが分かる。悴おみよ 安政人数帳の「悴おみよ」がいないのは外に出ているのか。

㉗同28 武兵衛家。武兵衛 武兵衛の所持高七升七合は、

すでに「名寄帳」でみたように屋敷地の広さで田畑は所持していない（二合増の理由は不明）。田畑を全く持っていないのは一一軒の中で武兵衛だけである。しかもその屋敷地さえ借金の形に入れていた。悴きくの安政

9 勝次郎の元服

梅田村では人数帳を午年と子年の六年ごとに改訂しています。安政五年（一八五八）午年の次の改訂の文久四年（一八六四）子年のものも残っています。安政人数帳と同じ五軒をさらにみてみます。

武兵衛一家は「一家内 四人 二人 二人 武兵衛 妻つる・悴武吉・きくの」となっています。勝次郎が消え、代わりに武吉が突然出現したはずはありません。「困

人数帳の「悴きくの」が書いていないのは、奉公にでも出ているのか。小以小計。なぜ「合」あわせてでなく「合小以」なのか。誤記か、あるいは別の集計をする意図があったのか不明。

窮人仕出帳」では勝次郎は十五歳ですから幼名ですが、この文久人数帳の時点では十八歳だったため、前年、数え十七歳でしようか元服げんぷくし、父親の「武」の字を一字もらって成人名の武吉に改名したのだと考えられます。

文久人数帳も差出人は梅田村庄屋惣助です。安政人数帳・「困窮人仕出帳」と同じような文字が並んでいることにお気付きでしょう。

【文久四年「人数帳」】

〔釈文〕（丸番号は文久人数帳の家ごとの通し番号）

（表紙）

「文久三年子正月

八歳以上人数帳

就一切支丹御改」村中神文并寺一札

御神領

梅田村」

(中略)

⑰一家内

(中略)

⑳一家内五人

妻ふん

悴みよ

もと 竹の

四人

紋太郎

(中略)

文久三年子正月
八歳以上人数帳

就一切支丹御改」村中神文并寺一札

御神領

梅田村

①⑦



(中略)

(中略)

②⑤



家内
少人
足人
致去希



妻
少人
持み
も
也
行
北

(中略)

②⑧



家内
少人
足人
妻



妻
川
与
持
有
言
足
人
妻

(中略)

③③

了家内 少人
姉大子 妹也
三子 人
少人
少人

(中略)

③⑥

了家内 少人
姉大子 妹也
三子 人
少人

②8 一家内四人 二人 武兵衛

妻つる 悻勝次郎 きくの

(中略)

③3 一家内四人 一人 喜兵衛

母たみ 妹やすへ 悻せき

〔語意・語法〕

(表紙) 文久三年子正月 安政人数帳と同じ様な誤記で、文久三年は亥年、子年は翌四年(一八六四)。子年の改訂と考えられるので文久四年子なのである。今回は干支は誤らなかつたものの、前年の年号を記したといふことか。本帳は本文中も「文久三年子正月」とする。御神領 紀州東照宮の知行地のこと。梅田・小南こみなみ・下・黒田・小松原の五か村は、寛永十三年(一六三六) 紀州藩が社領として紀州東照宮に寄進している。

①7 万延二年(一八六一)の「困窮人仕出帳」で当主佐兵衛・妻ぬい・悻まさまが記されていた佐兵衛家が空欄になつて

(中略)

③6 一家内五人 二人 市右衛門

母まつ 弟徳松 ゑん 小きん

(尾略)

(資料番号三三八)

いる。記載もれもないではないが、絶家ぜっけ(絶え株)の可能性が高い。家族で欠落かけおち(逃げ出す)したのかもしれない。③3 喜兵衛 当主喜右衛門がここでは消え、(養子・悻)喜兵衛が当主になつてゐる。それにともない「妻たみ」が「母たみ」に変わつてゐる。そうすると「妹やすへ」は「叔母やすへ」のはず。三年前の万延二年に七十一歳だつたのだから、喜右衛門は没したのである。安政人数帳での「家内四人」への再訂正は、このことだつたのだから。悻せき「妹せき」にすべき。安政人数帳の「せ」のこと。②5 紋太郎家・③6 市右衛門家は安政人数帳と違いはなし。

10 御救い米願い上げ奉る

さて、「困窮人仕出帳」に戻ります。後半部分は藩に對して、近年の凶作で困窮した者たちへの救い米（救荒米）を求めている願いです。その場合藩に求めるだけではなく、同時に、村人同士で近日、村の救い合い米（「村内増囲米」）を使って粥を炊き出し、それぞれの者へ与えるつもりだと述べています。

【困窮人共名前仕出帳】（後半）

〔釈文〕

①右之通難洪人共取調へ名前帳面差上

申候間、別紙願之通早々御取扱可_レ被_二成下_一候様

奉_二願上_一候、以上

梅田村庄屋

惣助

同村肝煎

庄次郎

酉二月

中尾五郎右衛門殿

これが江戸時代のやり方です。村の豊かな者が貧しい者に対し村人同士お互い助け合うための救い合い米を出し、その上で次に、自分たちでやれることはやったのだから藩が救い米を出す番だと迫っていくのです。あるいはまた、藩が救い米を与えるにあたって、村からも救い合い米を出すように求めてくる場合もあります。

〔読み下し文〕

①右の通り難洪人ども取り調べ名前帳面差し上げ

申し候間、別紙願の通り早々御取り扱い成し下さるべく候様

願い上げ奉り候、以上

①
 石之通勢流（大正理人）石之通而石上
 中山省之通流（大正理人）石之通而石上
 石之通而石上

世對之氣

熱心

石之通

石之通

石之通

石之通

② 七卷中抄下

① 山能打續法也言也付自鏡類也其書也

③ 書亦箇年と云云并敬按中と云云在故也付

④ 別帳為余の志大必也之因宿は所居也付

⑤ 乃忍行取也所りつたの故り伝事致上は

志すつた村の増用也、内入人志事云

⑥ 宛ハ本彌替也と云ふは其意及在故也

伝へた所也其意は違ふと云ふは何事也つ

况披...
...
...

五月

中尾...
...
...

...
...
...
...

② 乍^レ恐奉^ニ願上^一候

近年凶作打続諸品高直^ニ付一統難洪仕罷在候処、

尚亦当年^ニ至而米穀格外之高直相成候^ニ付、

③ 別帳名前之者共必至与困窮仕罷居候^ニ付、

④ 乍^レ恐御救米御下^ケ被^レ為^ニ成下^一候様奉^ニ願上^一候、

⑤ 尤十三日比^ハ村内増困米之内を以、忝人前^ニ合

宛、八升粥焚出し、夫々江差遣度奉^レ存候、

⑥ 依^レ之前帳相添御達申上候間、何卒早々

御取扱之程奉^ニ願上^一候、以上

梅田村庄屋

惣 助

同村肝煎
庄次郎

酉二月

中尾五郎右衛門殿

(資料番号三三七)

〔文意例〕

① 右の通り、難洪人達を調査して名前を書き上げた帳面を差し上げ

② 恐れながら願ひ上げ奉り候

近年凶作打ち続き諸品高直^{（こうじき）}に付き

一統難洪仕罷^{（まか）}りあり候処、

なおまた当年にいたつて米穀格外の高直に相成り候に付き、

③ 別帳名前の者ども必至と困窮仕罷り居り候に付き、

④ 恐れながら御救い米御下げ成し下せられ候様

願ひ上げ奉り候、

⑤ もつとも十三日ごろより

村内増し困米の内をもつて、忝人前^ニ合

宛て、八升粥焚き出し、

それぞれへ差し遣わしたく存じ奉り候、

⑥ これにより前帳相添え御達し申し上げ候間、なにとぞ早々

御取り扱ひのほど願ひ上げ奉り候、以上

ますので、別紙願いの通り早々に（御救い米の）御取り扱いをして下さいますようお願いいたします。以上

② 恐れながらお願いいたします

近年凶作が続き諸物価が高騰しているので、一同難渋しておりますが、さらにまた今年になって米穀が急騰したため、

③ 別帳名前の者達は当然困窮しております。そこで、

④ 恐れながら御救い米の御下げをして下さいます様お願いいたします。

⑤ もちろん、十三日頃より村内の増し困い米の中から一人当たり一合ずつ（合計）八升、粥を焚き出し、それぞれへ与えるつもりでいます。

⑥ そういうことで、前帳を添えてお知らせいたしますので、どうか早々に（御救い米の）御取り扱いのほどお願いいたします。以上

〔語意・語法〕

① 名前帳面 先に見た一一軒、四一人の名前の載った帳面。差上申「申」は上の動詞をていねいに表現する補助動詞。候間「間」は「…なので」。「かん」と読んでもよい。別紙願 後ろに付いた「乍レ恐奉願上候」。「困窮人仕出帳」は「名前帳面」と「別紙願」の二部立て。可レ

被_二成下_一「可…候」は話者の意志。ここでは相手に対する依頼。「被_二成下_一」は「して下さる」。「被」は敬語。「、」とその下の「の」のような形で「可」。その下の曲がっている箇所（繋がった点）が「被」。これもここに文字がある、の意。奉_二願上_一「奉」は謙讓語。肝煎「肝」

は左右に揺れた縦角二画のようにみえるが、左が「月」、右が「干」。中尾五郎右衛門海士郡加茂組大庄屋。

②乍_レ恐_レ恐_レれ多いことですが、願_い出_際の際の定型句。奉_上願_上「奉」は謙讓語。丁重にお願_いする。諸品「品」は品物。高直「直」は値。値段が高いこと。一統皆々。

一般庶民。罷在「罷」はへりくだった姿勢や、改まった口調を表現する語。当年今年。米穀当時の食事は米が中心（主食）でそれに若干のおかずを添えるだけのものだったから、庶民にとって米穀が高直になると生活は困難を極めた。格外異常な。相成「相」は語調を整える語。候二付「候」と「付」の間に小さな「二」がある。

③別帳 先の「名前帳面」。必至与 必然と。仕「する」の謙讓語。罷居「居」は軽蔑した意味合いが含まれる。藩に対して自分たち百姓を卑下_{ひげ}してみせた表現。

④救米 藩からの救荒米。下ヶ上から与える。被_レ為_二成

下「候」して下さる（敬語）。決して「して頂く」（謙讓語）と理解してはならない。「被_レ為_二成下_二」の方が「被_レ為_下」下より改まった言い方か。「被_レ為_下」は二重敬語。「成下」が敬語だから、ここは三重敬語。

⑤十三日比合「三」と「比」の間の「、」が「日」。「比」は「頃」。「夕」は「よ」と「り」の合字。村内増囲米「囲米」は村内百姓から抛出した米。救い合い米。その増量分。忝合宛「宛」は「ずつ」。八升「八斗」の誤記。「忝人前忝合」で四人ならば「八升」は二分分にしかならない。次項「御下米引渡覚」では「八斗」とある。粥炊出し 通常一人一日一合、多くて二合。米一合に四合の水を入れた五合粥などにして供する。働くほどの力はない、命をつなぐだけの最低限の分量。差遣 上から尊大に、送り与える。

⑥前帳「名前帳面」。

11 塩津浦にて渡す

三月二十五日付けの「覚」は、「米一石三斗三升二合

を（船に積んで）塩津浦で渡す」というのですが、中に

書かれた「窮民四十一人」「内八斗 村救い合米（増かこみ米）」として窮民に渡した」という表現は、「困窮人仕出帳」の内容と一致します。「困窮人仕出帳」に書い

【御下米引渡覚】

〔釈文〕

① 覚 梅田村

一窮民四拾壱人

此米式石壹斗三升式合

但 壱人五升式合ツ、
二月十六日夕五十二日ノ分

内

八斗 増困米ニ而渡ス

残壹石三斗三升式合

② 右者明後廿七日塩津浦ニ而
渡し方取計候間、印形持参、
受取ニ罷出可レ被レ申候、以上

三月廿五日

（資料番号五四七）

て提出した願いが藩に聞き届けられ、藩御救い米の渡し方を村に指示しているのだということが分かります。

〔読み下し文〕

② 右は、明後二十七日塩津浦にて

渡し方取り計らい候間、印形持参、

受け取りに罷り出で申さるべく候、以上

〔文意例〕

② 右の残り米は、明後二十七日、塩津浦で
引き渡しを行なうので、印鑑を持参し
受け取りに御出でになるように。

〔語意・語法〕

①窮民四拾五人 此米式石壹斗三升貳合 但壹人五升貳合ツ、窮民四一人で米二石一斗三升二合なのだから米2・132石÷窮民41人＝0・052石で一人五升二合(0・052石) ずつになる。二月十六日合五十二日ノ分「困窮人仕出帳」で「十三日比合」としていた「粥焚出し」が、実際には二月十六日から始まったことが分かる。二月十六日から五二日間だから、万延二年は二月が大の月(月三〇日)で残り一五日、三月も大の月で三〇日、残り七日で五二日目は四月七日になる。旧暦四月初旬は麦の収穫期(麦秋)に入り始める時期だから、四月八日に収穫を始めるという具体的日程があつたのかもしれない。ともかくその日まで食いつなげばよいという判断なのだろう。このように御救いは麦秋までとすることが多い。ただ一人五升二合(0・052石)が五二日分だから、0・052石÷52日＝0・001石で、一人一日一合。「困窮人仕出帳」の「増囲米」「老人前壹合宛」を踏襲する。一日一合の粥は生き延びるための最低限の分量で、労働

のできる食料とはいいかねる。「二」の下の縦長の「〇」が「月」。「六」の下の「〇」が「日」。形でなく意味で捉える。八斗 増囲米ニ而渡ス「困窮人仕出帳」にあつた「村内増囲米之内を以、老人前壹合宛、八升」の「八升」は八斗の誤記であると判断してよいだろう。八升では四一人の二日分にしかならない。八斗(0・8石)で0・8石÷0・041石(一日の四一人分)＝約19・5日分。残壹石三斗三升貳合「此米式石壹斗三升貳合」から「内 八斗 増囲米ニ而渡ス」を当然のごとく引いて「残壹石三斗三升貳合」としている(2・132石-0・8石＝1・332石)。全体からすれば六二・五パーセント、三二・五日分が藩の実際に出す救い米となる。

②右「残壹石三斗三升貳合」。明後廿七日 二月十六日の「増囲米」粥炊き出し開始以来、藩の御救い米が渡される前日の三月二十六日までですでに四一日。「増囲米」八斗は一九日半しか持たないのだから、二月十六日からなら三月四日まで。すでに二二日が過ぎていて、超過分

① 花 好 月

一 窗 民 比 益 多 人
禁 戒 的 后 身 以 亦 效 公

他 多 人 亦 亦 亦 亦 亦
亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

海峽南洋之新報

②

石叻以海峽南洋之新報

南洋之新報

文以海峽南洋之新報

南洋之新報

は、おそらく村の富裕な人物が立て替えた米で実施していたのだろう。渡し方取計「方」は前の名詞をするといふこと。「渡し方取計」で引き渡しを行なう。印形持参当然のことともいえるのだが、このような場合でも受け取り手続きには印形が必要だということだ。罷出可^レ被^レ申候「罷」は改まった表現。「可^レ候」は話者の意思と考ればいいのだが、ここは藩が百姓に対して述べているのだから、強い意志、指示命令ととるのがよい。「被」は、これも百姓に対してなのだから形式的な尊敬で、丁

12 半潰れ

明治四年（一八七二）五月、大風雨で被災した家を記した、「大風雨ニ付居宅・長屋皆潰・半潰共御達^{たつしひかえなひ} 扣并ニ御下米被^{おさげまい}下、米代錢相渡し^{こめだいせんあいだひ} 扣帳」にも武兵衛一家は載っていました（この明治四年の「控帳」は、早くも近世の御家流から脱却した、明治独特の字体に変化しています）。「極難渋^{ごくなんじぶ} 一居宅半潰^{いつきたくはんつぶれ} 武兵衛^{ぶへいゑ} 未^{ひつじ} 八十二歳^{はちじふにさい} 家内三人^{けい内さんじん} 急ニ繕イ住居仕候^{いそいでつくろいすまひ} 内^{うち} 忤武吉^{むききち}

寧語。「申」は 上の動詞をていねいに表現する。なお、おおよそでも引き渡し時刻の指定がないから、村役人は早くから印形持参で塩津浦に罷り出で、ひたすら沖合の船影を眺めて今か今かと待ち続けなければならぬ。「可」は「、」に「の」。「被」は曲がった部分（繋がった点）と外側の「、」。「申」の縦角を伸ばして右に持つて行っているところが「候」。その下、左右の二点が「以」。その下が「上」。文末に置く文言は「以上」だから、さして丁寧^{ていねい}に書こうという意図を持っていない。

未二十五歳・娘きく 同二十三歳」とあります。つるは書いてありません。武兵衛は「八十二歳」ですが、明治初年の別の史料を見てもこの年齢が正しいようです。そうすると「困窮人仕出帳」の時点では「六十八才」ではなく「七十二歳」だったということになります。きくは武吉の二歳年下ですから、つるが四十四歳、結婚して一三年目に産まれた子です。

明治四年未六月十八日大風雨時

大凡兩舟居毛長倉路邊
浪高六丈
浪在相并、
未渡、
相俵

〔積文〕

〔表紙〕

〔明治四年未五月十八日大風雨成り〕

大風雨ニ付居宅・長屋、皆潰・半潰共

御達扣并ニ御下米被レ下、米代錢

相渡し扣帳

加茂組

梅田村

〔中略〕

①極難渋

一居宅半潰 武兵衛

未八十二歳

家内三人 急ニ繕イ、住居仕候

俸武吉

未二十五歳

内 娘きく

同二十三歳

当主

②難渋

一納屋半潰 市右衛門

未三十三歳

家内五人

加茂組
梅田村

〔中略〕

①
極難渋
一居宅半潰
武兵衛
未八十二歳

家内三人
急ニ繕イ住居仕候

俸武吉
未二十五歳
内 娘きく
同二十三歳

妻やゑ

未二十五歳

弟清右衛門

同三十一歳

女子たつ

同四歳

女子よね

同二歳

(中略)

③

一御制木式拾本但 倒れ松
根引共

一蜜柑樹七拾本

右者当月十八日夜

大風雨二而、皆潰・

半潰二相成候二付御達

奉_二申上_一候、以上

梅田村庄屋

中尾惣助

午五月

②

納屋

納屋半造

市屋

市屋

未三十一歳

家内五人

妻やゑ

未二十五歳

弟清右衛門

同三十一歳

女子たつ

同四歳

女子よね

同二歳

(中略)

④ 八歳以上六人内 三人 武兵衛
 三人 半右衛門
 一米式斗四升
 此代錢拾六貫百式拾八文請取

八才以上 内

三人 半右衛門

此米壹斗式升

(錢)

代銀八貫六拾四文

八才以上

三人 武兵衛⑨

此米壹斗式升

代錢八貫六拾四文

⑤ 右者居宅潰之者へ壹人前二
 米四升ツ、御下米被レ下
 (者江)

右名前江者相渡シ申候、以上
 未七月

(資料番号三三三)

③ 一 此制朱式松本松
 松本松

一 空々榊樹七松本

右 空々榊樹七松本

大風雨る 空々榊

半 空々榊 在成身年

島津

左 空々榊

〔読み下し文〕

〔表紙〕

「明治四年未五月十八日大風雨なり

大風雨に付き居宅・長屋、皆潰れ・半潰れとも

御達し控ならびに御下米下され、米代錢

相渡し控帳

①急に繕い、住居

仕り候

③右は当月十八日夜

大風雨にて、皆潰れ・

半潰れに相なり候に付き御達し

申し上げ奉り候、以上

⑤右は居宅潰れの者へ一人前に

米四升ずつ御下米下され

右名前の者相渡し申し候、以上

〔文意例〕

①急いで修繕し居住

松田村長

中尾五助

年五月

④

急いで修繕し居住
仕り候

右は当月十八日夜
大風雨にて、皆潰れ・
半潰れに相なり候に付き御達し
申し上げ奉り候、以上

右は居宅潰れの者へ一人前に
米四升ずつ御下米下され

右名前の者相渡し申し候、以上

急いで修繕し居住



しています

③右は当月十八日夜
大風雨で皆潰れ・

半潰れになりましたのでお達し
申し上げます。以上

⑤右は居宅潰れの者へ一人当たり
米四升ずつ御下げ米を下さいましたので、
右之名前の者へ渡しました。以上

〔語意・語法〕

(表紙) 成り 成ること。「り」は一画のくねった曲線で
書かれている。長屋 本文には「長屋」は出てこず「納屋」
が書かれる。「居宅」は必ずしも「長屋」ではなく、ま
た「納屋」も「長屋」ではないのだから、「長屋」は「納
屋」の間違いか。皆潰・半潰 全壊・半壊。武兵衛家が「居
宅半潰」。「居宅皆潰・納屋皆潰」が「極難渋」の半右衛
門一家三人。「この三人は居宅の脇にある六畳敷きに今
住んでいる」と注記がある。ほかに「納屋皆潰」が一軒

⑤

五人。「納屋半潰」が市右衛門家を含めて四軒二四人。「控
帳」に載っているのは合わせて七軒、三五人。この七軒
のうち六軒までが先の「困窮人仕出帳」にも載っている。
困窮者が家も頑丈でなく居住地も良好でないため、大風
雨の被害を受けやすかったのだろう。并二本文は「御
達控」(本文③まで)と「相渡し控」(⑤まで)の二つの

控からなることを示す。御下米被_レ下米代銭 意味の取りにくい表題で、「御下米・被_レ下米代銭」とも読めるが、本文では「代銭」だけを渡しているところからすれば、「御下米被_レ下、米代銭」なのだろう。「御下米」は藩の救荒米。「被_レ」は敬語。「下」は与える。「米代銭」は、現物の米でなく米相当の「銭」。

①極難渋 ここにあるように、通常「極難渋」と「難渋」の二つの階層に区分する。武兵衛 安政人数帳⑳ 武兵衛家。家内家族。急二急いで。住居 動詞。住む。つる「困窮人仕出帳」と同じく当時の居住者だけが載せてあるはずだから、つるは住んでいないことになる。娘ぎく「く」は「具」で書かれるが平仮名。

②当主 「市右衛門」と他に一人だけ「当主」の肩書が書かれる。市右衛門 安政人数帳㉑ 市右衛門家。「母まつ」、姉「ゑん・きん」がない。母は没したか。姉二人は縁付いたか、奉公に出ているか。市右衛門の被害は「納屋半潰」だったため下け米は受けていない。内「市右衛門」の項以降「内」の字が消えている。妻やゑ 文久人数帳以降に、市右衛門は結婚し女の子をもうけている。清

右衛門 清右衛門が同居を続けている。女子「市右衛門」の項だけ「娘」でなく「女子」が使われている。

③制木 山林保護のため、藩が伐採を禁じた留木。楠・柏・槻（ケヤキ）・杉・檜（ひのき）・松の六木。倒れ松根引共「仆」は「倒」の異体字。「れ」は「連」で書いてあるが平仮名。根こそぎ倒壊した松。相成「相」は語調を整える語。

奉二申上 「奉」は謙讓語。「申上」も謙讓語で二重の謙讓表現。ここでは七軒の被害を届けたのであって、救い米を求めているわけではない。中尾惣助 前年明治三年九月に平民の苗字使用が許可されている。午五月「当月十八日夜大風雨二而」とあるから、表紙の通り明治四年未五月で、「午」は誤記であろう。

④半右衛門 二か所で父良藏を消して半右衛門に訂正している。近年家督を相続したのか。「居宅」に被害があった半右衛門と武兵衛が藩御下げ米（御救い米。明治四年七月が廃藩置県なので、この五月はまだ和歌山藩）を受けている。米式斗四升 此代銭拾六貫百貳拾八文 米一石あたり銭六七二貫 金一六・八両。「貫」は「^{かん}」を書く。武兵衛㉒ ここに押してある印は正徳元年

(二七二) 名寄帳以来、文政五年(一八二二)・嘉永五年(一八五二) 名寄帳、「困窮人仕出帳」と使い続けている。

⑤ 吾人前二米四升ツ、一日一合として四〇日分に計算している。右名前江者「江」と「者」を前後逆に書いたか。

13 家内三人

被害を受けた家を補修して住んでいる武兵衛の家族は三人。そこにはつるは書いてありませんでした。それ以後の古文書にも、つるの名前は一切出てこなくなります。つるが載っていた最後の記録は文久四年(一八六四)の「人数帳」でしたから、その年以降、この明治四年までの間につるは没したのでしょうか。

天保八年(一八三七)、三十二歳で武兵衛に嫁いで以降、四十二歳で勝次郎、四十四歳できくの二人の子供をもうけました。文久四年に没していたとすれば五十九歳、

「右名前(之)者江」か。申候「申」は補助動詞。上の動詞、ここでは「渡シ」をていねいに表現する。未七月右「御達控」では必ずしも救い米を求めているのではないが、二か月後の「未七月」救い米代銭が与えられた。

明治四年だとすれば六十六歳の生涯でした。幕末から明治初年の寿命は、男性六十歳強、女性六十歳弱です(今とは違って女性の方が寿命が短いのは、出産が体に及ぼす影響が大きかったからです)。武兵衛はかなりの長命ですが、つるも決して短命だったわけではなく、平均か、それよりやや長く生きたといえましょう。嫁いでから二七年あるいは三四年が経っていました。度々村人に支えてもらう生活でした。それでも、家族四人が一緒に楽しく仲良く過ごせたのなら幸いです。

二 偽一九と書物屋喜一郎

1 『和歌山買い物独り案内』

幕末の城下町和歌山で、坂本屋喜一郎・大二郎という兄弟が大手の書物屋（書店）をそれぞれ営んでおりました。書物屋といっても今日とは違い、大手は通常、小売よりも出版・卸に重点を置き、貸本業も兼ねていました。坂本屋兄弟も、嘉永・安政期（一八四〇年代末から五〇年代）にかけて、和歌山の書物屋の中では最も多くの出版物を共同で次々と手掛けていきます。『小梅日記』で有名な川合家にも出入りしていたため、「坂本屋」は『小梅日記』に何回も出て来ます（須山高明「城下町和歌山の出版と書商の営業形態」、和歌山市立博物館03夏季特

別展図録『城下町和歌山の本屋さん』所収、二〇〇三年、参照）。

ある時、兄弟の身に事件がふりかかります。天保六年（一八三五）喜一郎が買い物ガイド『和歌山買物独り案内』の出版を企画しているさなか、店に江戸の戯作者十返舎一九がやってきて、『独案内』は自分が出す準備をしているといいます。ところが一九、その四年前にすでに没しているのです。あるいは、兄弟は藩の国学者長沢衛門の著作を何冊も出版しますが、藩の政争のために衛門は、安政二年（一八五五）座敷牢に押し込められて

しまいました。藩は衛門の著作を出版禁止にするつもりだったでしょう、兄弟が所持していた高価な版木を没収しようとしています。文書館が所蔵する（書物屋）坂本屋文書（『移管資料目録』所収）は三三点。この二つの事件が中心です。

さて、大坂や江戸では文政初年（一八一〇年代末）か

【『買物独案内』出版願ひ】

〔積文〕

（表紙）

「書物屋

喜一郎

乍恐奉願上候口上

書物屋

①乍恐奉願上候口上 喜一郎印

一私義、多年書物商売仕来候処、

御蔭を以取続き商売仕、難有仕合奉存候、

②然処、先年々

ら慶応（一八六〇年代後半）にかけて、「商人（あるいは浪花）買物独案内』『江戸買物独案内』という、いわば買い物ガイドが出版され好評を得ます。喜一郎はこれを和歌山でも実現すべく、天保五年、町奉行所に『和歌山買物独案内』の出版願ひを提出しますが、どうしたことが許可が下りません。

〔読み下し文〕

①恐れ乍ら願ひ上げ奉り候口上

一私義、多年書物商売仕来り候処、

御蔭を以て取続き商売仕り、

有り難き仕合わせに存じ奉り候、

②然る処、先年々

御国御国産并びに諸問屋を初め諸商売・

諸職方に至る迄、何商売は何町何屋某と

相認め出版（版）仕り度く存じ奉り候間、③何卒出版

御免成し下せられ（被_レ為_二成_一下）候様、

御国御国産并ニ諸問屋を初諸商売・

諸職方ニ至迄、何商売ハ何町何屋某ト

相認出板仕度奉存候間、③何卒出板

御免被為成下候様、偏ニ奉願上候

一④大坂表出板仕有之候買物独案内と

偏ひとへに願ねがい上げ奉り候、

一④大坂表おもて出板仕これり之有あり候「買物独案内」と

申し候書物御座候に付き、⑤右書物ひだり之仕方のを以て

「御国御城下諸商売買物独案内」

出板仕り度ほどく存ぞんじ奉り候、

(表紙)

古怨事新古上

古怨事
新古上

① 久思事類上不足

書物
五帝


一 積美多年書物高貴仕來少交

御應志元讀高貴仕難有仕今在少

② 御應志元年分

御國御西產善諸國全之初誌高貴

諸職之西直何高貴何所何至其下

和德出板仕交事少不^③何多一出板

④ 活免其有咸下少報偏之事類上

大板表出板仕有少不買物獨要也

下出物法種小身 右字著稱之仕方と以て^⑤
 御國御城下諸商賣の物獨由來也
 出板仕方並好也
 右之也出板仕方の高 御城下事業也
 意匠其人 善算之可利 且其出板並好也
^⑦ 何卒法外源 亦百威下の之難有仕合
 年亦時辰在惡年終亦以上

年二月

申文
 考之
 好也
 (付箋)

(付箋)

申候書物御座候二付、⑤右書物之仕方を以て
御国御城下諸商売買物独案内
出板仕度奉存候、
⑥右之通出板仕候へ者、当御城下不案内之
遠近之人々、売買ニ弁利宜敷候様奉存候間、
⑦何卒御聞濟被為成下候へ者難有仕合ニ
奉存候、此段乍恐奉願上候、以上

申候書物御座候二付、⑤右書物之仕方を以て

御国御城下諸商売買物独案内

出板仕度奉存候、

⑥右之通出板仕候へ者、当御城下不案内之

遠近之人々、売買ニ弁利宜敷候様奉存候間、

⑦何卒御聞濟被為成下候へ者難有仕合ニ

奉存候、此段乍恐奉願上候、以上

午二月

⑥右之通り出板仕り候^{せうら}えば（へ者）、当御城下不案内之
遠近之人々、売買に弁利（便利）
宜しき（敷き）候様存じ奉り候間、

⑦何卒^{なにとせ}御聞き済み成し下せられ候えは

有り難き仕合わせに

存じ奉り候、此段^{この}恐れながら願い上げ奉り候、以上

午^{うま}二月

(付箋)

「本文御聞濟被為成下候へ者、
夫々商売向へ及掛合、先方
好之通以相對加入致度奉存候」

(坂本屋文書九二三一―一六)

(付箋)

「本文御聞き濟み成し下せられ候えば、
夫々商売向へ掛け合いに及び、先方
好み之通り相對を以て加入致し度く存じ奉り候」

〔文意例〕

① 恐れながらお願いいたす口上書き

一私は長年にわたり書物関係の商売を致して参りましたが、

お陰様で引き続き商売が成り立ち、有難き幸せと思っております。

② さて、以前から

御国の産物と、これを扱う諸問屋を初め諸小売商・

諸職人に至るまで、何の商売は何町の何屋某(という店がある)と

認め出版致したいと思ひますので、③ どうか出版の

御許可を下さいます様に、ただただ願ひ上げます。

一④ 大坂で出版いたしました『買物独案内』と

いう書物がございますので、⑤ 右の書物の仕方、

『御国御城下諸商売買物独案内』を

出版致したいと思ひます。

⑥右の通り出版致しましたならば、当御城下に不案内の遠方の人々にとつて、売買に便利になる様に思いますので、

⑦どうか御聞き入れ下さいますれば有り難いことと

存じます。この件、恐れ多いことですがお願い申します、以上。

(付箋)

「本文をお聞き入れ下さいましたならば、

それぞれの商人に交渉をして、先方の

希望通りに、合意の上で(掲載する商人達の中に)加えたいと思います」

〔語意・語法〕

①乍恐願い出の際の定型句。恐れ多いことですが。奉

願上「奉」は謙讓語。丁重に願い出る。口上「口上書

き」(口頭で述べた内容を文章に書き留めたもの)の略。

ただ、近世には口上ではなく文書が重要になり、文書で

の提出に重きが置かれていくが、表題にはかつての名残

として、形式的に「口上」の文言が付け足されているこ

とも多い。書物屋喜一郎坂本屋喜一郎は中野島村(和

歌山市中之島)、のち駿河町するがまち(同駿河町)に店を構えて

いた(前掲須山稿)。出版にあたっては、坂本屋も、和

歌山を中心にした文化人ばかりでなく、当時の版本による印刷に携わる版本の彫ほり師や摺すり師(版本に墨を塗って和紙に摺る人物)などの職人をも取りまとめる必要があった。私義「義」は「こと」。「::のこと」を意味する語はいくつかあるが、その中で「義(儀)」は、そのかかる範囲が最も狭く、直前の語に限られる。ここでは「私」だけを示す。仕来ずつと行なっている。御蔭以下、「私国」「御国産」、「御免」「御聞濟」など、藩の所屬、あるいは藩の行為等に関してのことごとく「御」が付いてい

る。取続き引き続く。商売が成り立っていく。商売仕「仕」は「する」の謙讓語。仕合せ。奉存候「奉存」は「奉」も「存」も謙讓語のため、二重の謙讓表現。

②御国御産并二諸問屋を初諸商売・諸職方領国の産物および（これを取り扱うところの）問屋・小売商・職人。「商売」は小売商。「職方」は職人。相認「相」は語調を整える語。語に意味があるわけではない。出版 出版。近世は版木での印刷のため、通常「出版」の字を使う。奉存候間「問」は「…なので」。

③被為成下候「被」も「為」も敬語で二重敬語。「被為成下」は「成」が「する」で「して下さる」。ここでは「お許し下さる」。ただ「成下」と「下」との間に顕著な違いは見いだせない。強いていえば、「成下」の方がやや格式張った物言いか。なお、「下」の原義は「与える」で、ここでは「許可を与える」の意味になる。「被」は「罷」のように書かれてしまっている。喜一郎は常にその形で書いている。文意から「被」と読むしかない。その下の四角に小丸を付けたような文字が「為」。偏二ひたすら。

④大坂表 大坂地方。大坂一帯。出版仕有之「仕」「有之」

は重複表現。「出版仕」か「出版有之」のどちらかにすべき。自分の出版でもないのに謙讓語「仕」を使うのは、同じ書物屋としてという気分の表現か。買物独案内すでに述べたように、文政年間から大坂で出版、好評を得た「商人（あるいは浪花）買物独案内」のこと。と申候「申」は謙讓語。前の「仕」同様、同業者としてということか。

⑤御国御城下領国の城下町、つまり城下町和歌山。

⑥仕候へ者「へ」は「候」の語尾変化をあえて表示している。「者」は「日」の部分を通常「つ」の形で表すが、喜一郎は点で示している。漢字で書いてあるが平仮名の「は」のこと。ここでは仮定の「ば」。弁利宜敷「弁利」は便利。近世には音さえ当てはまれば、躊躇なく当て字として使う傾向がある。「敷」は「宜しく」の送り仮名「しく」の当て字。字義とは関係がない。

⑦御聞濟聞き届ける。承知する。此段「段」は「こと」。「…」の「こと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。筆者は「統合の段」と称する。ここでは願書き冒頭から「此段」までのすべての内容を代用する。「聞」が、右下への止めから左下にはねているため分かりにくい。2項

【二度目の出版願い】⑨の「聞」も同じ形だが、こちらの方が読みやすい。

(付箋) 商売向 ここでは諸商人。掛合相談。交渉。先

2 偽の十返舎一九

翌六年、喜一郎の店に江戸の戯作者十返舎一九がやってきました。そこで言うには、一九も和歌山の『買物独案内』の企画を喜一郎同様に進めていて、江戸ではすでに許可を得ているというのです。これに驚いた喜一郎、

【二度目の出版願い】

〔釈文〕

書物屋

⑧乍恐奉願上候口上

喜一郎⑨

一私義、先年親代々書物商売仕来候処、

御蔭を以取続き商売仕、難有仕合奉存候、

⑨然処、去午二月、別書願書之通

御願奉申上候処、右者先御取扱難被成下候段

被仰聞、奉畏候義ニ御座候、⑩右ニ付候而者、押而

方好「好」は希望。相對合意。納得。加入致度「買物独案内」に掲載を希望した諸商人等の中に加える。「加入」は、ここでは加える。入れる。

再び出版願いを奉行所に差し出します。ところがその一九、すでに四年前の天保二年（一八三一）に没していたのです。

奉願上候義奉恐入候ニ付、其儘ニ相成御座候、

⑪此度当月廿六日、江戸表十返舎一九と申候者

御当地へ参り、私共方へも立寄候而、⑫此度右私共存附候趣向同様之品、江戸表ニ而御願濟之由ニ而、

御当所諸商売向開板仕度候由申ニ付、

⑬右者私共先願有之候由申聞候事ニ御座候、

⑧ 方悲手紙上外呈

書物
並希


一 後先年親代公言物商賣仕事少事

御座志^⑨後者賣仕難有仕人^⑩在^⑪在^⑫沙^⑬
御座去^⑭去^⑮年二月別書^⑯取書^⑰々々也

御座^⑱事^⑲上^⑳右^㉑先^㉒法^㉓取^㉔難^㉕取^㉖下^㉗後

取^㉘所^㉙事^㉚中^㉛取^㉜外^㉝取^㉞諸^㉟種^㊱公^㊲取^㊳々々々々^㊴押^㊵々

事^㊶取^㊷上^㊸公^㊹事^㊺取^㊻外^㊼取^㊽々々々々^㊾取^㊿威[㋀]法[㋁]種[㋂]公

取[㋃]所[㋄]事[㋅]中[㋆]取[㋇]外[㋈]取[㋉]諸[㋊]種[㋋]公[㋌]取[㋍]々々々々[㋎]取[㋏]威[㋐]法[㋑]種[㋒]公

取[㋓]所[㋔]事[㋕]中[㋖]取[㋗]外[㋘]取[㋙]諸[㋚]種[㋛]公[㋜]取[㋝]々々々々[㋞]取[㋟]威[㋠]法[㋡]種[㋢]公

法免下向後下向山根左悪事御上

未八月

⑭右之通ニ付而者、右之者何連可願出と奉存候、

⑮右者前段之通私共今再応奉願上候義

奉恐入候得共、⑯若右之者へ御免も御座候義ニ

御座候へハ、私共甚以残念之至ニ奉存候、且ハ

右一九義、他所者之義ニも御座候へハ、⑰何卒私共

御免被為遊被下候様、乍恐奉願上候、以上

未八月

(坂本屋文書九二三一―六)

〔読み下し文〕

⑧恐れ乍ら願ひ上げ奉り候口上

一私義、先年親の代々書物商売仕来り候処、

御蔭を以て取り続き商売仕り、有り難き仕合わせに存じ奉り候、

⑨然る処、去る午二月、別書き願ひ書き之通り

御願ひ申し上げ奉り候処、右は(者)先御取り扱ひ成し下され難く(難レ被二成下)候段
仰せ聞けられ(被二仰聞)畏み奉り候義に御座候、⑩右に付き候ては(而者)、押て

願ひ上げ奉り候義恐れ入り奉り候に付き、其儘に相成し御座候、

⑪此度当月廿六日、江戸表十返舎一九と申し候者

御当地へ参り、私共方へも立ち寄り候て、⑫此度右私共

存じ附き候趣向同様之品、江戸表にて御願ひ濟み之由にて、

御当所諸商売向き開板仕り度く候由申すに付き、

⑬右は私共先願之有り候由申し聞け候事に御座候、

⑭右之通りに付いては、右之者何れ(連)願ひ出づ可しと存じ奉り候、

⑮右は前段之通り私共今再応願ひ上げ奉り候義

恐れ入り奉り候え(得)共、⑯もし右之者へ御免も御座候義に

御座候え(へハ)、私共甚以て残念之至りに存じ奉り候、且は

右一九義、他所者之義にも御座候え、⑰何卒私共

御免遊ばせられ下され(被レ為レ遊被レ下)候様、恐れ乍ら願ひ上げ奉り候、以上

未八月

〔文意例〕

⑧ 恐れながらお願いいたす口上書き

一私は去る親の代から書物関係の商売を致して参りましたが、

お陰様で引き続き商売が成り立ち、有難き幸せと思っております。

⑨さて、去年の午年二月、別添えの（前に添えた）願い書きの通り

お願い申し上げましたところ、この出版はとうてい許可なざり難いということをお言い聞かせになり、承知いたしましたところでございます。⑩こういうことですので、あえて

（再び）願ひ上げることとは恐れ入りますのでそのままにしておりました。

⑪この度今月二十六日、江戸の十返舎一九という者が

御当地和歌山へ参り、私の店へも立ち寄りました。⑫この度右の、私が

思い付いている企画と同様のものを、江戸では許可を得ていて、

御当所和歌山城下町商店の版を出版したいということです。

⑬この出版は私が先に願ひ出たということをし伝えたのでございます。

⑭このようなことですので、右の者はいずれ（この企画を）願ひ出るだろうと思ひます。

⑮この出版は前段（ここでは⑨～⑩）の通り、私より再び願ひいたすということは恐れ入るのですけれども、⑯もし右の者へ御許可が出るようなことになりまますならば、私は非常に残念（筋違い）と思ひます。さらに、

右の一九は他所者のことでもございますので、⑰どうか私へ御許可くださいませに、恐れながら願ひ上げ申します、以上

〔語意・語法〕

⑧親代々 10項【弟又三郎養子に付き願ひ】には、「祖父 之代々書物商売仕来候」とある。

⑨別書願書 前にある「午二月」付けの願い書きのこと。「午二月」にはこれを単独で提出し、「未八月」には、「別書願書之通」とあるのだから、「午二月」の写しも添えて新しい願いを差し出したはず。つまりこの表紙の付いた一連の「乍恐奉願上候口上」は、「未八月」の願書の控えということになる。御願奉申上「奉」は謙讓語。動詞「申上」は「言う」の謙讓語。二重の謙讓語。先取扱難被成下候「先」は（否定語を伴い）その事態が動かしがたいことを強調する語。「どうにもこうにも」「いかにも」。「取扱」は、ここでは許可すること。「難」は出来ない。困難である。被仰聞「被」は敬語。「仰聞おほせまきけ」は言い聞かせるの敬語。「被」が付くから二重敬語。「被」を受け身と取って、言い聞かされたとするのは間違いない。奉畏命かしこみじられて承知したのだから、「畏」。上が「田」ではなく「由」のくずしになっているので読みにくい。⑩右二付候而者「右」は⑨の「去午二月、別書願書之通」：奉畏候義二御座候」。願い出て、それが不許可になったこと。「候」は「、」で書かれている。「候」のくずしというよりは、ここに一文字あるという意味。文意から

「候」以外にはありえないので、そのような書き方になる。「而」は平仮名の「て」。押而奉願上「押而」は強引に。藩は、「買物独案内」の出版は認めないという判断を下した、しかも、内容は分らないながら、「先取扱難被成下」というほどの強い拒絶があった。「押而奉願上」は、その藩の判断を不服として、あえて再願すること。奉恐入候二付、其儘二相成恐れ多い、つまり、御上に逆らうことにもなりかねないので、再願せずにそのままにした。

⑪廿六日「日」は横画が失われている。十返舎一九いうまでもなく、『東海道中膝栗毛』で有名な戯作者げきさくしや。没年は天保二年（一八三二）。この願書きが書かれた未年は、⑩の注で述べるように天保六年だから、四年前に没した人物が喜一郎の店に立ち寄ったことになる。ただ、「一九」はともかく、冷静に考えればこの話は所詮無理なのだ。一般の出版物とは違って、この手の出版は掲載希望の商店を糾合し文面も擦り合わせなければならない。御当地で出版される名所図会・名所旧跡案内・絵地図等と同じく、地元の人間だからこそ信頼も得られ人脈や地の利を

生かし実現出来る出版なのだ。「他所者」(16)にとつては、和歌山に代理の店でも置きその店を操作していかなければならず、刊行するにせよ販売するにせよ手順が煩雑になり採算を取るのも難しくなる。この点を考えれば、江戸の人物がわざわざ和歌山版を企画しようとするはずはない。あるいはそうではなく、喜一郎が「其儘」(10)にしていた企画の再願を奉行所に申し出るために思い付いた狂言だと考えても、同様の不自然さがある。ところが、そのあり得ない話をしに来た人物がいるという。偽にせ一九。出版事情にも通じていたのだろう、「一九」はこの手の話を引っさげて全国各地に出没していたのではないのか。例えば、出版を取りやめる見返りに金銭を要求するというような詐欺師ではなかったか。それならば、信用を得るためにも有名人に成りきるのが得策だろう。実に多彩な顔を持つ一九であれば、こうした企画を語らせてもさほどの無理はない。今日とは違い一九死去の報が流布するわけではないから、喜一郎がそれを知らなくても不思議ではない。「十返舎一九御当地へ参り」ではなく、「十返舎一九と申候者御当地へ参り」とある

から、喜一郎は顔も分かっていない。出版経験も豊富な大手書物屋であれば何を冗談をと受け流し、「先御取扱難被成下」(9)のだから和歌山では無理ですよと涼しい顔をしていれば済むものを、まともに取り合つて自分が「先願」(13)だと主張した。目の前に本来あり得ない話題を主張する人物が実際現れてみると、真まに受けてあわてふためいたところか。とりわけ「江戸表二而御願濟」(12)、企画はすでに動き始めている、この一点に喜一郎はだまされたように思える。本来江戸での願ねがい出が必要だったかどうか。詐欺に引つかかる心理というのはこのようなものなのか。ところが、「御当地」の「先願」であることに価値を置いている喜一郎は正攻法を選んだ。奉行所にあて自分が「先願」だと主張、後から願ねがい出た「一九」に許可が出るなどということがあれば「甚以残念」なことだし、しかもこの「一九」は「他所者」ではないかと述べて再願した。話を信じさせた所まではよかったが、恐らくは金をせしめるのに失敗した偽一九、当てがはずれたものではなかったか。実際、この話は以後出てこない。私共「共」は必ずしも複数を示す

のではなく、へりくだった意味を表す。

⑫趣向 ここでは企画。江戸表二而願濟之由「願濟」は「一九」が出版許可を江戸町奉行にすでに願ひ出ている。あるいは、その許可を得ている。願書きに書き付けているほどのだから、これに喜一郎は取り立てて強く反応したことが読み取れる。「由」は伝聞の「…ということ」。当所和歌山城下町。諸商売向「諸商売向き」（各商店連中）を集めた『買物独案内』。開板直接には、木版刷りの版木を作ること。すなわち出版すること。

⑬先願有之「一九」より先に喜一郎が和歌山町奉行に願ひ出ていること。それは特段の意味は持たないのだが、喜一郎はそこに価値を置いている。「先願致候」でもなければ「先願二付」でもない、「先願有之」という表現は、「先願」したという権利を主張しているように思える。申聞もうしきこ申し聞かせれる。

⑭何連「連」は平仮名の「れ」。可願出「可」単独でも話し手の意志。「可…候」の方が丁寧。ここでは「…だろう」という、話し手の推量。

⑮右者前段之通私共々再応奉願上候義奉恐入候「右」は

『買物独案内』の出版願ひ。「前段之通」は、前で述べた通り。⑨から⑩にかけての、「御取扱難被成下候段被仰聞、奉畏候義二御座候、右二付候而者、押而奉願上候義奉恐入候」を指している。「再応」は、くりかえし。再び。⑩の注参照。

⑯右之者へ御免も御座候義二御座候へハ「右之者（一九）」に許可が下りるといふ事態にでもなるならば。意味が取りにくいのが、前者の「御座候」は「御免」が出る。後者はそういう事態になる。甚以残念之至「以」は強調。「甚以」と「至」は同義反復。自分が「先願」であり喜一郎はそこに価値を置いているのに、後に願ひ出たものに許しが出るならば残念だ、あるいはそれは筋違いだの意味。他所者 ここでは他領の者。紀州藩外の者。近世にはこうした使い方も多い。

⑰御免被為遊「遊」は補助動詞で、ここでは「御免」の実行者（奉行所）に対する尊敬の念を示す。「御被為遊」で四重の敬語。未八月全く同文の異本『買物独案内』出版願ひ（九二三一七）は「未閏七月」付けになっている。「閏七月」のある未年は、近世では天保六

年（一八三五）しかない。この「未八月」も天保六年な

3 半丁で十匁

九年後、坂本屋兄弟は三度目の出版願いを提出します。「一九」が訪れた後に出した二度目の願いも許可されなかつたことが分かります。今回の願いには、出版見本の「別帖」も付けてありました。しかし、『買物独案内』は

【三度目の出版願い】

〔釈文〕

書物屋仲間

喜一郎[㊦]

①乍恐奉願上候口上

大二郎[㊦]

一御国諸問屋ヲ初諸商売并諸職方、

何商売者何町何屋某ト相認出板

仕度奉存候間、②何卒出板御免

被為成下候様、偏ニ奉願上候

一③仕方之義者別帖之通り仕り、

のであろう。

その後出版された形跡が見られないことから、兄弟が何度も願い出たにもかかわらず、結局出版許可が下りないまま立ち消えになったものと考えられます。

〔読み下し文〕

①恐れ乍ら願い上げ奉り候口上

一御国諸問屋を初め諸商売并に諸職方、

何商売は（者）何町何屋某と相認め出版（出板）

仕り度く存じ奉り候間、②何卒出板御免

成し下せられ（被^レ為^ニ成^下）候様、

偏に願い上げ奉り候

一③仕方^の之義は別帖^の之通り仕り、

「御国御城下諸商売買物独案内」

① 方恐在朝上日星

去也分仲日

在正席

大二席



一 清國諸國分月 幼諸高愛 若諸職方

何高養之何所何分乘卜 如恐出版

仕友在在何何率出版 除免

一 為成力以板備之 在朝上日

③ 仕友之義又 割佔之海不供

一 御國清城下 諸高養當物 獨案內

(付箋)

上正出四

出板仕交書の中

④ 右邊の出板仕交書 御城下不事の
をさし人々を養ふに利可なり
⑤ 在り方何卒 御交書 成下之
難有仕交書 以候 恐申上

天保十一年

正月

お

東御番所様

(付箋)

⑥

剛剣し我事直代打

⑦

我事直代打
于人し直代打也
我事直代打也
我事直代打也

御国御城下諸商売買物独案内

出板仕度奉存候

④右之通り出板仕候へ者、当御城下不案内之
遠方之人々、売買ニ弁利宜敷候様
奉存候間、⑤何卒御聞濟被為成下候へ者
難有仕合奉存候、此段乍恐奉願上候、以上

天保十五年

辰八月

東御番所様

(付箋)

⑥「彫刻之義ハ半丁ニ付代銀拾匁
相掛り候付、⑦半丁或ハ二ツ割・三ツ割、
其人々之望ニ任せ、右割合を以て
相對之上加入為仕度奉存候」

(坂本屋文書九二三二―三)

[文意例]

①恐れながらお願いいたす口上書き

一御国(の産物を扱う)諸問屋を初め諸小売商ならびに諸職人について、

出板仕り度く存じ奉り候

④右之通り出板仕り候^{せうら}え(へ者)、当御城下不案内之
遠方之人々、売買に便利(弁利)宜しく(敷)候様
存じ奉り候間、⑤何卒^{なにとぞ}御聞き濟み成し下せられ候^{せうら}え
ば有り難き仕合わせに存じ奉り候、

此段^{この}恐れ乍ら願い上げ奉り候、以上

(付箋)

⑥「彫刻之義は半丁^{ちやう}に付き代銀拾匁^{じゅうもんめ}
相掛り候に付き、⑦半丁あるいは二つ割り・三つ割り、
其人^{その}其人^{その}人之望みに任せ、右割合を以て
相對^{あたい}之上加入仕らせ(為^せ仕^{つかまつら})度く存じ奉り候」

何の商売は何町の何屋某（という店がある）と認め出版
致したいと思えますので、②どうか出版の御許可を
下さいます様に、ただただお願い上げます。

一③仕方については別帖の通りにいたし、

『御国御城下諸商売買物独案内』を

出版致したいと思えます。

④右の通り出版致しましたならば、当御城下に不案内の
遠方の人々にとつて、売買に便利になる様に

思いますので、⑤どうか御聞き入れ下さいますれば

有り難いことと存じます。この件、恐れ多いことですがお願い申します、以上。

(付箋)

⑥「(版木の) 彫刻については半丁について代銀拾匁

かかるので、⑦(店の掲載の大きさを) 半丁(一頁)あるいは(半丁の) 二分の一・三分の一(というように)

それぞれの人の望みに任せ、右の割合(半丁・二ツ割・三ツ割)で

承知の上(掲載料を取った上で) 加入致させたいと思えます」

[語意・語法]

①書物屋仲間 喜一郎[㊦]・大二郎[㊦]「仲間」は株仲間の
こと。ここでは兄弟連名で願いを出している。弟の大二

郎は昌平河岸(和歌山市の寄合橋西詰から小人町東端に
かけての川沿いの地)に店を構えていた(前掲須山稿)。

「印」は墨で抹消されている。坂本屋文書は内容・形式からすべてが写しと思われるが、捺印部分を通常のように「印」の文字や空白にしているものばかりではない。写しなのにあえて印を捺して提出時の姿を再現し、その内いくつかは印部分をさらに墨で抹消したり破ったりすることで写しであることを示している。ここでの印影の抹消もその一例で、提出しなかった願い書きが残っているのではない。御国諸問屋ヲ初諸商売并諸職方 1 項「買物独案内」出版願いの「口上」にある「御国御国産并ニ諸問屋を初諸商売・諸職方」、すなわち領国の産物およびこれを取り扱うところの商人・職人のうち、「御国産（物）」が抜けた形ととるべきだろう。字義通りの、徳川家の領国、紀伊・伊勢全域の問屋・商人・職人のことではない。

② **偏二奉願上候** 天保六年、前年に引き続きいての前項「再応」願いの際には、「押而」（再応）「奉願上候義奉恐入候ニ付、其儘ニ相成御座候」「私共々再応奉願上候義奉恐入候得共」、という大変な気の使い様だった。九年後の今回は、そうした表現は一切示されていない、「再願」

とすら書いていない。法令が数年経てば自然消滅するために、同じ内容の法令が繰り返し繰り返し出し続けられたことと同じ考え方のだろう。九年前の願書きは今や自然消滅していて、そのため今回の願いは再願にはならない、恐縮する必要がないということと考える。

③ **別帖** 次項に取り上げた『和歌山買物独案内』。

④ **不案内** 「内」は一画目の縦画を省いているので分かりにくい。

⑤ **東御番所** 東町奉行所のこと。東町奉行所・西町奉行所は広瀬（和歌山市元町奉行丁二丁目）にあり、月番制だったという（三尾功『城下町和歌山百話』）。

⑥ **彫刻** 版木の製作。**半丁** 見開いた帳面の片面。半分に折った紙の大きさ。すなわち板木半分。**代銀拾匁** カミガタ 上方は銀遣い経済。金一両＝銀五〇目（匁）＝約一五万円で換算すれば、「拾匁」は三万円ほどになる。一冊七、八十丁（今の一五〇頁ほど）の和綴じ本で、版木代だけでも四、五百万円。版元としても多くの版本の版木を負担するのは困難なので、多くの場合、版木を数軒の版元で持ち合う相合版あいあひばんの形で出版することになる。「匁」は小丸のあ

と筆を左上に戻し右下に向かうべき所、戻さずに下に下ろしてから跳ね上げているので分かりにくい。

⑦半丁或ハ二ツ割・三ツ割「二ツ割・三ツ割」は、帳面片面の二分の一、三分の一。商人ひとり当たりの、『買物独案内』に掲載する紙面の大きさ。其人々之望二任せ「々」は「人」にだけかかるのではなく「其人」二文字^{ふた}にかかり、「其人其人」と読みとるべきなのだろう。相対之上加入為仕「相對」は、合意する。納得する。「為」は使役。「させる」。こうして、「彫刻之義ハ半丁二付代銀拾匁相掛り候付、半丁或ハ二ツ割・三ツ割、其人々之

4 別帖『買物独案内』見本

この見本は、「序」で、城下町をよくは知らない人々でも良心的な商店を選ぶことが出来ると『買物独案内』の効用をうたいます。本文では、いろは順の業種ごとに

【『買物独案内』「序」】

〔積文〕

望二任せ、右割合を以て相對之上加入為仕度」は、版木代は拾匁という高額なので、掲載面の大きさを選ばせ、その割合で合意の上（掲載割合に見合せて版木代を負担させ）加入させる、という意味だと解釈できる。金銭にまつわることなので、掲載者に版木代を負担させるという直接的表現を避けたのだろう。この仕組みによって坂本屋は、版木の負担というリスクなしにこの『独案内』を出版することができ、売れた分だけ利益を上げられることになる。

商店の広告を並べて、利用者が検索しやすいように工夫しています。

(表紙)

① 和歌
山 買物独案内

商人買物独案内序

物必ず法あり、其法、言に
あらざれハ敢て不随と、

② 実乎此小冊乃弁利を

述るに、譬ハ遠近・智愚の
人に限らず、万事買物・誂
もの等、其道に奇さる品ハ

(表紙)

① 和歌
山 買物独案内

買にも売にも損失多し、

③ 故に選ひてその家に行

ざれば、亦しても後悔あらん

数恐れて此小冊を出せ

り、④ 其買物を尋るに、乾

物なればかの字之部、古手

なればふの字之部と、其

頭字を取て引出し見れば、

乾物ハかの字に何町何丁目

何屋某と委あり、此処に

尋ね行べし、⑤ 代呂物に念を

入、直段下直なる事疑ひ

なきにより名前を

頭たれハ、其所に行て買

物するに、如才なく心安く事

を弁じ後の愁ひなし、

⑥ 殊に遠国、亦は近在にて

も当地不案内の人々、

物をと、のふに、あんじ

商人買物獨案内序

物必法有り其法言よ
① けふの世に敢て不道や
② 実乎此小冊乃辨利を
述る各壁言を近智更
人に限るも亦莫実物能
もの等も通小たるる品
買ひも愛にも損失多し
③ 故小選ひてその家小
これを亦立てし後悔何ん

なくこゝろの儘にして、
人に尋るにもおよはず、
おもふ処に行てその
自由なること、此小冊を
見て知るへし

天保

〔読み下し文〕

① 商人買物独り案内序
物必ず法あり、其法、言に
あらざれば（ハ）敢て随わずと、

② 実に（乎）此小冊乃便利（弁利）を
述るに、譬は遠近・智愚の
人に限らず、万事買物・詭
もの等、其道に奇た（奇ざ）る品は
買うにも売るにも損失多し、

③ 故に選びてその家に行か
ざれば、亦しても後悔あらん
数恐れて此小冊を出せ

敷惣④もて此小冊とせ
 巴平買物と尋るに乾
 物ふれか乃字と部古手
 なるもふ乃字と部古手
 頭字を引て引出し見れば
 乾物かのまに何町何丁目
 何を案と案らう此処小
⑤尋ね行し代呂物に念を
 入直段ト並る支類ハ
 此記より名前を

り、④其買物を尋ぬるに、乾物なれば「か」の字之部、古手なれば「ふ」の字之部と、其頭字を取りて引出し見れば、乾物ハ「か」の字に何町何丁目何屋某と委あり、此処に尋ね行くべし、⑤代物（代呂物）に念を入れ、値段（直段）下直なる事疑いなきにより、名前を頭たれば其所に行きて買物するに、如才なく心安く事を弁じ後の愁い（ひ）なし、⑥殊に遠国、亦は近在にても当地不案内の人々、物を整う（と、のふ）に、案（あん）じなく心（こ、ろ）の儘にして、人に尋るにもおよば（ハ）ず、思う（おもふ）処に行てその自由なること、此小冊を

顯たさ、其所尔行を笑
 物まをに如や多く心安く
 を辨し、後の愁ひをし
 ⑥ 雖も是國亦も近きとて
 も南地不案内乃人
 物を号乃少く巧んじ
 なるを海の傍よりし
 人に尋ねるも、たよハバ
 ねも不慮なり、たよその
 自由なること、此小冊成

見て知るべ（へ）し

天保
 尺七 新白屋

〔文意例〕

- ①物には必ず手本がある。しかし、その手本も文字になっ
ていなければわざわざ従おうとはしない（ものだ）。
- ②実際に（具体的に）この小冊子の役立つ点を述べれば、
例えば（和歌山町から）遠い人・近い人、もの分かっている人・いない人に限らず、万
事、買物や注文して作ったもの等、商業の筋をはずした品物（いい加減な商品）は
買う場合にも売る場合にも損失が多い。
- ③故に、選んだ上でその商家に行かなければ、またしても後悔があるだろ
う、という成り行きを恐れてこの小冊子を出版した。
- ④その買物について調べるには、乾物ならば「か」の字の部、古手ならば「ふ」の字の部と、その頭文字を取って引出して見れば、乾物は「か」の字に何町何丁目何屋某と詳しく出ているので、ここに尋ねて行くとよい。
- ⑤商品に念を

入れている、値段が安い事に間違いないから（この小冊子に）名前（屋号）を載せたので、そこに行つて買

物をして、失敗もなく安心して事

が済み（買い物が出来）、後の心配もない。

⑥ 殊トクに遠い地方、または近在で

も当地（和歌山の町）不案内の人々は、

（この小冊子を見れば）物を整えるのに（買い物するのに）不安も

なく思った通りにして（思い通りの店に行けて）、

人に尋ねる必要もない、

思いの店に行き、その

心そのままであるという状態は、この小冊子を

見て知ることが出来るだろう。

〔語意・語法〕

① 必ず「ず」は「須」に「」。以下、漢字をくずした形の平仮名が多い。法あり「法」は手本。模範。「あ」は「阿」。言にあらざれハ「言」は文字。「に」は「丹」。「ら」は点を抜いているので分かりにくい。「れ」は「連」。不

随と「と」は「登」。

② 実乎 実際に。「乎」は平仮名の「に」として使っている。小冊 小型の薄い書物。小冊子。弁利 便利。役立つ。譬八 例え。限らず「ず」は「春」に「」。誂もの「誂」

は「言」(ごんべん)が「イ」(にんべん)になってしまっている。其道「道」は、守るべき道理。奇さる「さ」は「太」のくずし(平仮名の「た」)に横画を追加したものか。「損失多し」なのだから、「奇さる(偽らざる＝間違いない)品」ではなく、「奇たる(偽りたる)品」にしなければ意味がとれない。①の「あらざれハ」、③の「行ざれば」の「ざ」は、両方とも起筆部が上から入っていて、第一画横画の終筆部から筆を離さずに、そのまま第二画右下への運筆につながっている。濁点も付して「ざ」にしている。一方、「奇さる」の「さ」は、第二画右下への運筆から入っているように見え、第一画横画から入った場合の①③のような、第二画右下への運筆へのつながりもない。「さ」のまま、濁点も付けていない。このことから「太」のくずし字に、間違つて後筆で横画を入れてしまったように思える。

③亦しても「し」は「志」。数成り行き。「数」は、部首「攴」を「攴」にしている。出せり「り」は「里」。

④尋る 捜し求める。乾物なれば「な」は「奈」。古手古

着。古道具。頭字頭文字。尋ね行べし「へ」は「遍」。

⑤代呂物代物。商品。下直安い。疑ひなきにより「さ」は「起」。「よ」は「与」。名前を頭たれハ商人の屋号を『買物独案内』に載せる。「代呂物に念を入、直段下直なる事疑ひなきにより」とあるので、版元(坂本屋兄弟)が調査し選別し、信用のおける商人なので掲載したの意味。『独案内』を売らんがための誇張ではなく、掲載までにそうした手間ひまを實際かけているのだとすれば、この「三度目の出版願」の(付箋)部分、「相對」という表現にはその作業を含んでいたとも考えられる。「を」は「越」。其所に「に」は「爾(尔)」。如才なく手拔かりがない。心安く安心して。弁じ済む。愁ひ不安。心配。⑥遠国 遠い地域。「国」は「伊勢国」「撰津国」などという時の「国」。亦は「は」は「盤」。とゞのふに「に」は「耳」。あんじ「案」。心配。こゝろの儘思い通り。「ろ」は「路」。およはず「お」は「於」。自由心のまま。

②

⑦

系物 庭石 石工
硫黄 石摺 入は師
石灰

若山何町何丁目

神社佛閣御飾・飾・翹房

松

萬系物卸所

并組物御望次第

松屋五兵衛

口中一切療治・齒藥

小兒あしきはぬきはやらじ

京

男

女入は師

若山何町何丁目

松井何、

【買物独案内】(本文)

〔釈文〕

⑦系物 庭石 石工

⑧硫黄 石摺 入は師

石灰

若山何町何丁目

神社仏閣御飾・紐・房

万系物卸所

并組物御望次第

松屋五兵衛

口中一切療治、齒藥

小兒あしきはぬきはやらじ

男入は師

女入は師

若山何町何丁目

松井何、

⑧石印・銅印

御印判・板木師

何町

何、

<p>⑧ 石印銅印 御印判板木師 何町</p>	<p>石灰所 何町</p>	<p>御好治第并庭石 石細工 何町</p>	
---------------------------------	-------------------	-------------------------------	--

何町
石灰所 何、

御好治第并庭石
石細工
何町何、

⑨ 唐物 時計 鳥
問屋 諸道具 戸棚
戸并障子 砥石

戸 若山、
万建具所
障子 其外出来合物
御好次第

諸道具類
唐物・小間物
其外細工物品々

⑩ 時計師
御鳥所

<p>⑨</p> <p>唐物 時計、鳥 問屋 諸道具 戸棚 戸 关障子 砥石</p>	<p>戸 若山、 打萬建具所 障子 在外出来食物 所好欠所</p>	<p>諸道具類 唐物小間物 其外細之物品々</p>
--	---	-----------------------------------

戸棚・簞笥所

砥石所

⑪紙 乾物 金物

⑫刀・脇差 総糸 鏡
笠 傘・ちよちん

若山何町

諸紙類
紙屋何、

本町九丁目

何、

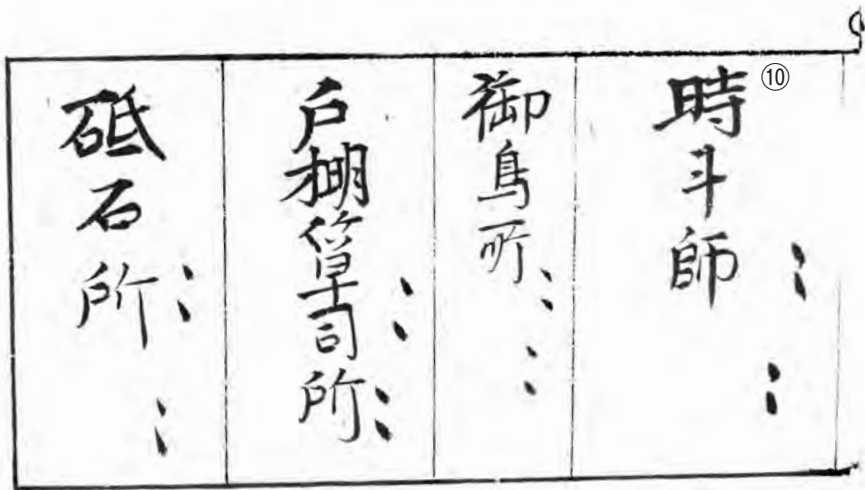
売傘所
并用提灯
日笠

⑬ 何町

何、
金物所并打物

金屋丁

鍋・釜所 何、



何町何丁目

御鏡所 何、

何、何、

刀・脇指所

并とぎ仕候

(坂本屋文書九二三一―四)

〔語意・語法〕

⑦石工 石職人。硫黄 硫黄木の商い所。硫黄木(付け木)

は、薄木の端に硫黄を塗ったもので、火を移すのに用い

た。石摺 石摺り絵(版画)の商い所。石灰 肥料として

石灰(石灰)を商っている店。御飾・紐・房「おかざり・

ひも・ふさ」。万糸物卸所「所」は「商い所」の「所」。

既製の商品を並べてある所。商店。ただし、「組物」は

「御望次第」に作り上げる。あしきはぬきはやらじ「悪

しき歯を抜きは遣らじ」。虫歯の抜歯はしない。「ぬきは」

の「は」は「巴」。男・女入は師「入は師」は、入れ歯師。「師

は、既製品を売る「所」と区別し、客の注文に応じられ

る技術を持った人物をいう。女性にはお歯黒の習慣があ

り、男性とは異なった入れ歯になるために「男・女」の

<p>⑪ (か) 紙 靴物 金物 刀 硯 糸 鏡 筆 傘 ちよん</p>	<p>△ 若山何町 諸紙類 紙屋何、</p>	<p>本町九下川 何、 賣 傘所 提灯 日笠</p>
--	--	--

區別を表記したのでらう。

⑧ 御印判・板木師 掘るといふ共通の技術で、印判と版木を同時に扱っている。御好治第石細工・并庭石「御好治第」は「お好み次第」。石細工は注文製作、庭石は販売。

⑨ 唐物「からもの・とうぶつ」。中国やその他の外国から輸入した雑貨。戸・障子其外、出来合物・御好次第 戸・障子その他の建具について、「出来合」（既製の物）と注文製作を兼ねている。

⑩ 時計師「時計所」でないから、注文に応じて作り、修繕したことになる。

⑪ 総糸 特に紀州特産の木綿糸をいう。鏡もちろんガラスではなく、銅製あるいは鉄製。曇ってくれば磨かなければならなかった。売用 傘所并提灯「売用 傘所」というのだから、一方に貸し傘屋があったことになる。「傘所并提灯」は、両方とも竹の骨組みに和紙を貼るといふ同じ作業工程であるために、同じ店で製造・販売している。

⑫ 打物 打ち鍛えて作った金属器具。ここでは鎌・鍬などの鉄製農具。とき仕候「研ぎ仕り候」。

金物所 ^⑫ 何町
兼打物

鍋釜所 ^{金屋丁} 何、

御鏡所 ^{何町 何丁 月} 何、

刀脇指所 ^{何、何、}
兼と記仕

5 藩国学者長沢衛門「封印」

坂本屋兄弟が出版した書物の中には、藩の家臣で国学者（和学者）でもあった長沢衛門の著作も数多くありました。ところがこの衛門は、嘉永六年（一八五三）六月、藩の政争のために、安政二年（一八五五）六月には揚座敷入（座敷牢入り）の処罰を受けました。その影響は坂本屋にも及びます。藩は衛門の屋敷に

【貸し上げ書物御下げ願ひ】

〔積文〕

① 乍恐奉願上口上

一私義、兼而長沢六郎様江御出入仕候所、

御同人様御惣領衛門様、此度御封印ニ

相成候様承り申候、② 夫ニ付別紙目録之通

書物御かし上仕御座候、其内二者外方

御屋敷様ニ而かり合候品も御座候二付、

あった書物を押収しますが、これには坂本屋が衛門に貸し渡したのも入っていました。当初坂本屋はこれを大した問題ではない、藩は書物がすべて衛門のものと勘違いして押収したのだと考えたのでしよう、本来の持ち主である坂本屋に容易に返還してくれるものと期待したよう、返還願ひを奉行所に提出します。

〔読み下し文〕

① 恐れ乍ら願ひ上げ奉る口上

一私義、兼て長沢六郎様へ御出入り仕り候所、

御同人様御惣領衛門様、此度御封印に

相成り候様承り申し候、② 夫に付き別紙目録之通り

書物御かし（貸し）上げ仕り御座候、

其内には（者）外方

① 在然中朝上江上

新妻 兼言 長沢 古希 極江 遠出 紅心 和
清同 人極 出極 經清 門極 以度 清封 下
相女 山極 承極 加極 夫極 守別 減目 録通
業物 出可 上上 仕遠 老極 在極 内極 之極 外極 方
法極 處極 極極 加極 合極 亦極 上極 極極 極極 付
行率 以極 極極 別極 市 也極 在極 認極 右

別紙書物目録と通り紙に
清下ケ
此為下紙台恐申上ル

介之助

西河番所様

...

③何卒此段格別之御思召を以、右
別紙書物目録之通り私江御下ケ

御屋敷様にて(而)かり(借り)合候品も

御座候に付き、

被為成下候様、乍恐奉願上候、以上

卯六月

西御番所様

(坂本屋文書九三三一一二三)

③何卒なにとぞ此段格別之御思おぼし召しを以って、右

別紙書物目録之通り私へ(江)御下げ

成し下せられ(被られ為せ成な下くだ)候様、

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候、以上

〔文意例〕

①恐れながらお願いいたす口上書き

一私は、以前から長沢六郎様(の御宅)に出入を致しておりましたが、

御同人様の御惣領衛門様が、この度屋敷押し込めの処分になつた様に承りました。②それに関係して別紙目録の通り

(衛門様に)書物を御貸し致しております。その中には他の御屋敷の方から借り合つた書物もありますので、

③どうかこのことに格別の御思し召しを以て、右別紙書物目録の通り私へ御返し

下さいますよう、恐れながらお願いいたします、以上

〔語意・語法〕

①乍恐願ひ出の際の定型句。奉願上「奉」は謙讓語。

口上「口上書き」の略。私義この願書きが兄弟のどち

らによるものかは分からない。兼而予て。「而」は平仮名。長沢六郎 長沢六郎政寛。小姓組、三五石。様江「江」は平仮名。現代の「へ」。出入仕 六郎の屋敷に出入りをしていたという意味だが、坂本屋の目的は当主の六郎ではなく養子の衛門に会うことであつた。衛門が部屋住みの身であつたためこのような表現をとっている。「仕」は謙讓語。惣領 実子であろうが養子であろうが、藩に対して家の相続人として届けた者を惣領と称する。衛門 衛門伴雄は藩の国学者本居大平等に学び有職故実（武家儀礼等のこと）や和歌に詳しくあつた教養人で、経済にも明るかつた。江戸時代には、こうした異分野に渡る才能を持つ人物は決してまれではなかつた。当時西浜御殿に隠居していた十代藩主徳川治宝が有職故実に強く関心を持ち、また本来藩の財政組織である藩専売組織御仕入方や熊野三山貸付方を隠居の身ながら握り続けていたために衛門を重用、その御側近くに仕えさせ、西浜御殿内々御用や、熊野三山御寄附金貸付方（三山と藩による、主に大名への貸し付け業務）の勤めも兼ねさせていた（文久元年長沢楠次郎「系譜」。『南紀徳川史』第二

冊、五二九〜三九頁）。封印 嘉永六年（一八五三）六月、衛門は職を免じられて永押込（屋敷に押し込め外出を禁ずる処罰）となり、さらに二年後の安政二年六月には揚座敷入（座敷牢入りの処罰）に処された。「此度御封印」とは、衛門方の書物が封印されたというようなことではなく、通常の使い方ではないが、衛門自身が「封印」、揚座敷入となつた事態を指し示しているといえよう。衛門は部屋住みで長沢家を相続することもなく、揚座敷入りの処罰が解けないまま、六年十一月、五十二歳で没。なお長沢家は、衛門の子楠次郎が祖父六郎の養子となつて相続していく（前掲長沢家「系譜」）。これより前の嘉永五年九月、隠居治宝付きの年寄（家老）であつた山中筑後守が死去、十二月には治宝自身が没し、その直後から、衛門を含めた治宝付きの主要な人物、延べ四〇人が次々と処罰されたのである。嘉永の大獄であつた。治宝と筑後守の死をきっかけに、藩主側近が、藩の専売組織などを私的に握っていた隠居治宝一党を追い落としにかかり、藩政の正常化を図つたものと考えられる（『和歌山県史』近世「藩政の苦悶」。相成「相」は語調を整

える語。承り申「承り」は謙讓語。「申」は補助動詞。上に置かれた動詞（ここでは「承」）を丁寧に表示する。

②別紙目録「坂本屋文書」には残されていない。かし上町人が武家に対して貸すのだから、貸し渡しや貸し出しではなく、「貸し上げ」になる。其内二者「者」は平仮名。外方御屋敷様ニ而かり合候品 坂本屋が衛門以外の武家とお互いに貸し借りし合った（「かり合」）書物。貴重な書物は貸し借りをして利用し合っていたことが分かる。これが衛門に「御かし上仕」った分に含まれているというのだから、又貸ししたことになる。

③此段「段」は最も広い範囲を示す「こと」。ここでは①②のすべて。思召「番所」（町奉行所）段階での好意的なお考え、判断。私江「私」の「禾」（のぎへん）は、

6 著述御尋ね

さらに奉行所は衛門の出版書目を尋ねてきました。事態は深刻であるらしいことが坂本屋にも分かってきたことでしょう。大二郎（書物屋仲間）は安政二年八月、そ

起筆部から第二画へ移る時に力を抜かなかつたため、「牙」にみえる。御下ケ奉行所の手で、坂本屋が衛門に貸した書物を坂本屋に戻す。坂本屋は衛門の書物ではないのだから容易に戻るものと判断してこの願いを出したものと考えられる。しかし、奉行所は取り調べの重要な物件とみなしていたのだろう。のちに見るように、書物を戻すどころか、その版木の差し出しまで求めてくる。解決までその後二年近くを要した。被為成下「被」も「為」も敬語で二重敬語。「被為成下」で「して下さる」。ここでは「御下ケ」をして下さるで、御下げ下さる。卯六月長沢衛門が処罰された、同じ安政二年（一八五五）卯六月のこと。

の回答書（「御請」）を送りますが、その末尾には不自然な形で「四季草」「武雜記」の版木の分割所有についてまで付記してあります。

【著述書き上げ】

〔釈文〕

年行司代

文吾

書物屋仲間

~~~~~

①御請

大二郎④

~~~~~

長沢衛門様著述之内板行ニ相成候品

御尋ニ付、仲間共相調左之通奉申上候

一類題和歌作例集

一類題和歌鴨川集

一官位沿革便覧 長沢様
御蔵板

一詠史歌集

右之通御座候

②一四季草

一武雜記

右二品伊勢貞丈著述之品へ、衛門様

校正被成候而板行ニ相成御座候、右

御届申上候、以上

〔読み下し文〕

①御請け

長沢衛門様著述之内板はん（版）行こうに相成なし候品

御尋ねに付き、仲間共相調どもべ左之通り申し上げ奉り候

②右二品伊勢貞丈著述之品へ、衛門様

校正成され（被れ成な）候て（而）板行に相成し御座候、右

御届け申し上げ候、以上

① 清 情

書物
木
文子



長澤亦心極其遠乃程行之妙宗

清學之對者
仲弓大之何事
道里中上之

・ 難題知多化何業

・ 類原知多野川集

・ 官位沿革便覽

・保史少集

・中宮通治少集

②

・四書少集

・成難死

・石二品伊勢貞家其遺形御心録

校正必の程行とて必は流石石

法在りて其の如し

八月十八日

白

口系少集 大正

長尾保

秋田三太分

昭和三年

大正

東御番所様

右四人割合を
御座候
長沢 喜一郎
秋田屋 太右衛門
坂本屋 喜一郎
右三人割合

八月十八日

四季草 大二郎

長沢様

秋田屋太右衛門

坂本屋喜一郎

、、、大二郎

右四人割合御座候

武雑記

長沢 太右衛門

喜一郎

右三人割合

(坂本屋文書九二三一―二七)

〔文意例〕

① 回答書

長沢衛門様の著作物の内、出版したものを御尋ねなので、書物屋仲間共で調べ、

左の通りお答え申し上げます。

② 右の二点は、伊勢貞丈の著作へ衛門様が

校訂をお加えになって出版しました。右

お届け申します。以上。

右四人で分割しています。

〔語意・語法〕

①年行司代「年行司」は、ここでは、一年任期の書物屋仲間代表。「代」は、その代理。御請「御番所」（町奉行所）の仰せ付け（御尋）に対する承諾書。板行出版。仲間共「共」は複数の意味で、へりくだった表現。奉申上「申」は謙讓語。「奉申上」は二重の謙讓語。類題和歌作例集 嘉永元年（一八四八）刊の和歌の書。喜一郎ほかによる出版（高市績『紀州若山江戸時代出版者出版物収覧』、坂本屋文書による。以下同じ）。類題和歌鴨川集 嘉永元年刊の和歌の書。喜一郎・大二郎ほかによる版。官位沿革便覧「冠位色沿革便覧」。弘化四年（一八四七）刊の有職故実の書。隱居治宝の下命に従い、伊勢貞丈（後述）の著作に衛門が校訂を加えた（『南紀徳川史』第二冊、五三〇頁）。長沢様御蔵板「蔵板」は版木を所蔵している。

7 版木提出命令

衛門の出版書目を提出させたあと、奉行所はその書物の版木を差し出すよう求めてきました。そう考えてみる

長沢衛門は校訂しただけでなく、版木自体を所有している。著作権と版権が分離していない。以下の「四季草」武雑記」も衛門が相合版として所蔵している。詠史歌集「詠史和歌集」。嘉永六年刊。和歌の書。喜一郎・大二郎ほかによる版。

②四季草 伊勢貞丈の有職故実の書。写本を衛門が補訂し、天保八年（一八三七）に出版。武雑記 伊勢貞丈の有職故実の書「武雑記抄」の写本を衛門が補訂。「武雑記補注」と題して嘉永元年に出版。伊勢貞丈「さだたけ」。俗に「ていじよう」。有職故実家。幕府寄合。秋田屋太右衛門 大坂心斎橋の書物屋。割合 分割すること。版木を相合版として持ち合っている。

と、先の衛門の出版書目の末尾に不自然な形で版木を持ち合いを書き足しているのはそれを予兆させます。九月、

「二軒」（喜一郎・大二郎）は版木は高価なのだし、それを取り上げられたり出版禁止にされたりしたならば暮ら

【版木取り上げ御免願ひ】

〔釈文〕

①乍恐奉願上候口上

一長沢衛門様御著述之品々板木之義、

私共所持之分御番所様へ差出し

可申候様被仰聞奉畏候へ共、②右板木之義者、

家督と申候程之品にてハ無御座候へ共、

私共之身分ニ仕候而ハ彫刻仕候銀子者

余程之義ニ而、私共二軒前銀拾貫目程

之出分ニ相成候事ニて、③年々右書物製本

仕、売立候口錢銀を以一廉之渡世之

仕来り候品之儀に付、④万一御留板又ハ

板木御取上ケ等にも被為仰付候ハ、家督ニ

相放れ、差当り困窮難儀迷惑仕候、

家内共も及渴命候義ニ御座候に付、

恐入甚心配仕候義ニ御座候、⑤何卒格別

しに困るとして、差し出しを免除してくれるように奉行所に願ひを出しています。

〔読み下し文〕

①恐れ乍ら願ひ上げ奉り候口上

一長沢衛門様御著述之品々板木（版木）之義、

私共所持之分御番所様へ差し出し

申す可く候様仰せ聞けられ（被ニ仰聞ニ）

畏み奉り候え（へ）共、②右板木之義は（者）、

家督と申し候程の品にては御座無く候え共、

私共之身分に仕り候て（而）は彫刻仕り候銀子は

余程之義にて、私共二軒前銀拾貫目程

之出し分に相成り候事にて、③年々右書物製本

仕り、売り立て候口錢銀を以つて一廉之渡世之

仕来り候品之儀に付き、④万一御留板又は

板木御取り上げ等にも仰せ付かせられ

（被レ為ニ仰付ニ）候はば（ハ、）、家督に

相放れ、差し当り困窮難儀迷惑仕り候、

① 名忍年影之口上

昔は清の孫の若き遊へるに極希
新天新地を。清の孫の孫の孫の孫
の中より孫の孫の孫の孫の孫の孫^②
家督と申す程に。あつて、五十年の
新天、新地、新天、新地、新天、新地、
新天、新地、新天、新地、新天、新地、

余程一季と新天二朝を浪浪
 一物不取加^③中々年々大書西製
 仕書言口端此亦一席一返世^④
 仕事一不^④一^④一^④一^④一^④一^④
 招不法名と^④一^④一^④一^④一^④一^④
 相敬九是尚^④一^④一^④一^④一^④一^④
 東月才^④一^④一^④一^④一^④一^④
 恐又甚心配^⑤一^⑤一^⑤一^⑤一^⑤一^⑤

一思召を以宜御取扱被為遊被成下候ハ、私共
 与家共家名相続仕、廣大之御慈悲
 御方合合至何の儀之思
 多新と名の上

和九月

東海書院様

一思召を以宜御取扱被為遊被成下候ハ、私共
 両家共家名相続仕、廣大之御慈悲

家内共も渴命に及び候義に御座候に付き、
 恐れ入り甚だ心配仕り候義に御座候、⑤何卒格別

難有仕合奉存候、依之乍恐
奉願上候、以上

卯九月

東御番所様

(坂本屋文書九二三二―一二五)

之思し召しを以つて宜く御取り扱い遊ばせられ
(被^{られ}為^せ遊^ば)成し下され(被^れ成^下)候はば、私共
両家共家名相続仕り、広大の御慈悲
有り難き仕合わせに存じ奉り候、
これに依り恐れながら

願い上げ奉り候、以上

卯九月

東御番所様

〔文意例〕

①恐れながらお願いいたす口上書き

一長沢衛門様が御著述なされた書籍の版木について、

私共の所持の分を御番所様へ差出す

様にと(私共に)お言い聞かせになり承知いたしましたのでございます。しかし、②右の版木については、

財産という程の価値はありませんけれども、

私共の境遇からいたしますと(版木を)彫るための経費は

かなりのものとなります。つまり、私共二軒分で銀拾貫目程

の出費に成る事ですので、③年々右の書物を本に仕立て

あげて、売れるだけ売った儲けでやっと他人並みの暮らしを

続けられる程度のことなのです。④万一出版禁止あるいは版木の御取り上げなどを御命じになるならば、せっかくの財産がなくなってしまう、差し当り困窮し難儀になり迷惑いたします。

家族達も生活が成り立たないこととございまして、

恐れ、甚だ心配いたしていることとございます。⑤何卒格別

にご配慮下さり宜しく御取扱い下さいますならば、私達

両家共に（暮らしも成り立ち）家名も代々伝え続けることが出来ますので、（その）広大の御慈悲を

有り難き幸せと思えます。こういうことで、恐れながら

お願い申し上げます。以上

〔語意・語法〕

①品々ここでは書籍。私共所持之分 相合版の版木の内、喜一郎・大二郎の手元にある分。○この位置に何らかの一文を挿入した物と思える。⑤の○も同様。番所「番」の「采」は左右のハラいが抜けている。可申候「申」は補助動詞。「可：候」は話者の意志。被仰聞「被」は敬語。「仰聞」は言い聞かせるの敬語。「被」が付くから二重敬語。奉畏 命じられて承知したのだから、「畏」は候へ「へ」は「候」の語尾変化。

②家督 家産。財産。申候程之品「品」は種類。等級。あるいは、品質。品格。無御座「座」は「坐」を使って。身分 身の上。境遇。彫刻仕候銀子 版木を作るのに必要な経費。余程之義「余程」はかなりの程度。相当。同内容の異本（九二三二―二〇）には、「余程之大金之事に而」とある。二軒前「一人前」の「前」と同じ使い方、二軒で分担した銀子のこと。二軒は喜一郎と弟の大二郎のことであろう。銀一〇貫は金二五両。三十数

万円。

③製本 製本行程をいうのではなく、ここでは商品としての書籍を作り上げること。売立盛んに売る。どしどし売る。口銭銀手数料。儲け。一廉之渡世之仕来り候「一廉」は一人前の。「渡世」は生活・生業。「仕来り」はし続ける。

④留板 止め版。出版禁止。絶版。被為仰付 三重の敬語。家督二相放れ「放れ（離れ）」は除かれる。除外する。前掲、同内容の異本には、該当する表現はない。家内 家族。及渴命候義二御座候「渴命」は飢えや渴きで命が危なくなる。「及渴命」で、生計が立たない。「義二御座候」（こ

8 増刷できず著作が品切れ

何があったのか、どういう判断がなされたのかは分かりませんが、版本差し出しは取り止め、これに代えて該当する書物を提出するというところで決着が付いています。旧冬（安政三年）にはその取調べも終わり、提出した書物も返還されました。その間、数か月は「製本」（増

とでございます）という婉曲表現を追記することで、「及渴命候」という直接的な物言いに比べ穏やかな言い回しにしている。恐入 非常に恐れる。

⑤思召 好意的なお考え。宜御取扱被為遊被成下「遊」は補助動詞で、ここでは「御取扱」の実行者（奉行所）に対する尊敬の念を示す。「御・被・為・遊」で四重の敬語。「宜」が「ウ」（うかんむり）の次画に横一画が入り「宣」になっている。家名相統仕（暮らしが成り立ち）家名も（途絶えることなく）続けることが出来る。「仕」はここでは「する」よりも「出来る」と理解する方がよい。広大 広く大きい。慈悲 情け深い心。

刷）出来なかつたというのですから、版本に代えて書物を提出したといっても、結局は版本を取り上げられたのと効果は同じ。ただ、そのために書物が品切れになったというのですから、販売は行われていたことになります。何とも中途半端な処罰に思えます。

書物が返され「製本」をしてもかまわないようになったといっても、衛門屋敷にあった衛門所持の版木は押収されたままだったため、まだ増刷出来ずにいます。安政四年巳（一八五七）正月、大二郎は幽閉中の衛門に対して、藩に版木の返還を求めるよう促しています。

【版木返却願いに付き衛門宛て書状】

〔釈文〕

①口上

一冠位色沿革便覧

一鴨川集

一詠史歌集

一和歌作例集

一武雑記

右五品板木、私共割持ニ罷在候

処、私共所持之分ハ御調被為在候趣にて

御町御番所様分板木差出し可申旨

被仰聞候ニ付、②段々御宥免御願奉申

この時、衛門は「揚座敷入」（座敷牢入り）の処罰が続いたままだったのですが、こうした形での連絡は可能だったことが分かります。ただ、文面は用件を淡々と述べているだけで、それ以外のことには一切触れていないという点にも注意が必要です。

〔読み下し文〕

①右五品板木、私共割り持ちに罷り在り候
処、私共所持之分^のは

御調べ在らせられ（被^{られ}為^せ在^あら）候趣にて

御町御番所様より板木差し出し申す可き旨

仰せ聞けられ（被^{られ}二^お免^せき^け）候に付き、

②段々御宥免御願い申し上げ奉り

候て（而）製品五品差し上げ奉り御調べ御願い

申し上げ奉り候処、御聞き届け

成し下せられ（被^{られ}為^せ二^な成^{くだ}）候て、

旧冬右書物五品共御調べ済ませられ候

① 口上

● 冠位色沿革便覧

● 鴨川集

● 源史彙集

● 和音能例集

● 武能集

● 石上名榊木

私共割持ニ在リ

交私カ取持ニ在リ
河内ノ名榊木

清可清苦所操之招木是即子言
 此作等身候之清者免出程在
 上之知在本其取在之清個出程
 在之清者是清者而之為出
 田冬在書物其取在清個出程
 延之在書物其取在清個出程
 教月知在本其取在清個出程

實也非以節之起り法方分徑又也
 多く有る時修之義三付定るも製本等
 志の難儀也^④物本又法多製振白若
 多く振木此年清旨上々之抄物也
 末文清下々之抄物多中々也^⑤多製本等
 清旨存多々也振木不定多製本等
 不修定る^⑤私に持程清個上々也

清便此卷、府河在東、思入、清、

作、身、為、深、口、為、香、分、清、下、之、抄、

損、此、於、國、之、交、以、候、之、於、上、在、也、⁶

招、未、と、相、持、製、本、加、未、仕、河、⁶、私、

強、也、と、相、成、野、有、未、之、⁶、私、

室、長、清、在、斗、⁶、の、多、の、根、結、之、多、所、也、上

己正月九日

長澤
大正印

長澤 様

上候而製品五品奉差上御調御願

奉申上候処、御聞届ケ被為成下候而、

旧冬右書物五品共御調被為済候

趣ニ而御下ケニ相成申候儀御座候、③右ニ付

数月製本出来不仕候ニ付段々

売仕舞、此節ニ至諸方々註文も申

参候へ共前段之義ニ付最早製本無之

甚以難渋仕候、④然処御屋敷様江差

置候板木、昨年御召上ケニ相成御座候、

未夕御下ケニ相成不申候趣奉畏罷在候

得共、右ニ而者板木不足ニ而製本出来

不仕候、⑤最早私共持板ハ御調も被為済候

御儀御座候ニ付、何共奉恐入候得共

御屋敷様江差置候分御下ケニ相成候

様御願被成下度此段奉願上候、⑥左候ハ、

板木も相揃製本出来仕候得ハ私共

渡世ニ相成難有奉存候、何卒右之段

宜敷御取計被成下候様仕度奉存候、以上

巳正月廿九日

阪本屋

大二郎

趣にて御下げに相成り申し候儀に御座候、③右に付き

数月製本出来仕らず候に付き段々

売り仕舞、此節に至り諸方より註文も申し

参り候え共前段之義に付き最早製本之無く

甚以つて難渋仕り候、④然る処御屋敷様へ差し

置き候板木、昨年御召し上げに相成り御座候、

未だ御下げに相成り申さず候趣畏み奉り罷在り候

え(得)共、右にては(而者)板木不足にて製本出来

仕らず候、⑤最早私共持板は御調べも

濟ませられ(被_レ為_レ済)候

御儀に御座候に付き、何共恐れ入り奉り候え共

御屋敷様へ(江)差し置き候分御下げに相成り候

様御願い成し下され(被_二成_下)度く

此段願い上げ奉り候、⑥左(然)候は(ハ、)

板木も相揃い製本出来仕り候えば私共

渡世に相成り有り難く存じ奉り候、何卒右之段

宜しく(敷)御取り計らい成し下され

(被_二成_下)候様仕り度く存じ奉り候、以上

長沢様

(坂本屋文書九二三―一二二)

〔文意例〕

①口上書き

右五冊の書物の版木は所有権が分かれておりますが、私共（兄弟）所持の分は御調べがあるということで町奉行所より版木を差出すようにとの指示を

お言い聞かせになりました。②（そのため）段々とお許しをお願い申し上げて、（版木の代わりにその）書物五種類を差し上げ御調べを御願ひ申し上げたところ、御許し下さいました。

昨年（安政三年・一八五六）冬、右書物五種類とも御調べがお済みになったということで御下げ渡しになったのでございます。③そういうことで数か月は書物が出来ずにいましたので段々

売り終わってしまいました。最近はおちこちから註文も言ってくるのですが、前に述べた事情ですので最早書物も無くなり大変困りました。④ところが衛門様の御屋敷に

置いておいた版木は昨年御取り上げの処分になりました。未だ御返却の処置にはならないとの点は承知いたしました

けれども、そういうことだと

(ほかのものは作れても、衛門様が版木の一部でも持っている分は) 版木が足りないために書物が出来ません。⑤最早私共(兄弟)の持っている版木は(書物提出の形で) 御調べもお済みになった

ことで御座いますから、何とも恐れ入りますけれども

衛門様の御屋敷へ置きました分(版木)を(藩が) 御返却になります

様に御願い下されたく、この点お願ひ申し上げます。⑥そういうことで、

版木も揃い書物も出来ますならば私共の

仕事にもなり有難く存じます。どうか右のこと

よろしく御取り計らい下さって欲しいと思います。以上

〔語意・語法〕

①私共「私共割持」は、兄弟・大坂の秋田屋のほか、江戸の須原屋・山城屋、京の勝村など。領外は藩の権限が及ばないので、「私共所持」は兄弟。割持 相合版のため、版木の所有権が分かれている。罷在「罷」は複合した動詞を丁寧にいう。被為在候趣「被」も「為」も敬語。「趣」は、同じ「こと」でも、ある方向に向かつていく意味。事柄の方向。可申旨「可」は話し手、ここでは奉行所の意志を示す助動詞。「申」は上の動詞を丁寧に表現する補助

動詞。「旨」はものごとの意味・内容。被仰聞「被」は敬語。

「仰聞」^{おあせ}は言い聞かせるの敬語。「被」が付くから二重

敬語。

②宥免 罰などを許すこと。大目にみることに。製本 出来

上がった書物。奉差上「奉」は謙讓語。聞届ケ 許すこ

と。聞き入れること。旧冬 昨年のも。この口上が巳(安

政四年・一八五七) 正月の日付なので、昨年辰(同三年)

冬。相成「相」は語調を整える語。

③右二付数月製本出来不仕「製本」での「御調」になったのだから、版木は手元に残っている。それならば版木を使って書物を作れるのかというと、「書物五品」が「御下ケニ相成」までの「数月」間は「製本出来不仕」で、版木を差し押さえられているのと同じ意味を持つ。つまり、「製本」での「御調」は単に、奉行所まで大量の版木を運ぶのを嫌ったからにすぎない。段々売仕舞「仕舞」は終わってしまうこと。「段々売仕舞」で、だんだん売り切ってしまった。その後にも「注文も申参候へ共：製品無之甚以難洪」とある。新しく「製本出来不仕」だけで、既に出て上がっているものの販売までは禁止されない。此節「節」は時期。頃。前段文頭から「段々売仕舞」までの内容。甚以「甚」の強調形。難洪 困ること。「数月」の間の話。

④御屋敷様 衛門の住む長沢六郎屋敷。長沢邸。差置「差」は接頭語。意味を強めたり語調を整えたりする語。御召上ケ 一方、衛門方の版木は差し押さえになっている。御下ケ 押収した版木の返還。奉畏 藩の決定を承知したのだから、「畏」^{かしこむ}。板木不足 ⑥にも「板木も相揃」とある。

書籍単位で版木を所持しているのなら、押収されている版木以外の書籍については印刷できる。「不足」とか「揃」とかというのは、一部の版木がないために、一冊の書籍全体が印刷出来なくなるからこそ出てくる表現であろう。手間がかかるはずなのだが、どうやら一冊の書物について、出資割合に見合って版木を分割所蔵しているらしいことがわかる。

⑤御願被成下度 お願いなさって欲しい。「度」は聞き手の行為に対する願望。「れ・られ・なされ」などの次に置かれる。∴してほしい。∴であってほしい。

⑥左候ハ、「左」は「然」^さ。既述のこと。そう。渡世 生活・生業。「世」の二、三画目の縦画を上横画と交差させないため「口」のようになっている。宜敷 前項「版木取り上げ御免願い」⑤同様、「宜」が「宣」に書かれる。御取計被成下候様仕度奉存 ⑤と同様の語法（「御願被成下度」で、より丁寧に述べたつもりなのだろうが、問題が多い。「御取計被成下候様」（お取り計らいなさいますように）という読み手の行為に対し、書き手が「仕度奉存」（したいと思う）ことは難しい。この後に取り

計らいを支援するための何らかの資料を送るといふ文章が続くのならば、何とか許容できるのだが。「御取計被

9 西田内蔵の著作に転換

衛門事件に懲りた喜一郎は出版の方針を転換させ、以後同じ国学者（和学者）である西田内蔵（西田惟恒・高

【三熊野集売り弘め願ひ】

〔釈文〕

書物屋仲間

乍恐奉願上候口上

喜一郎

一①奥御医師西田元洞様御養子

同苗内蔵様編輯

三熊野集初編 全部二冊

②右之書、此度彫刻売弘仕度奉存候付、

乍恐此段奉願上候、右ニ付乍恐草稿

全部二冊奉入御覽候、③何卒彫刻

売弘之儀御聞濟被為成下候様、

乍恐此段奉願上候、以上

成下候様奉願候」「御取計被成下度奉存候」のいずれかにすべきだろう。

階三子）の著述を中心に行きます。

〔読み下し文〕

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候口上

一①奥御医師西田元洞様御養子

同苗内蔵様編輯

三熊野集初編 全部二冊

②右之書、此度彫刻売弘仕度奉存候に付き、

恐れ乍ら此段願ひ上げ奉り候、右に付き恐れ乍ら草稿

全部二冊御覧に入れ奉り（奉入御覧）候、③何卒彫刻

売り弘め之儀御聞濟み

成し下せられ（被_レ為_二成下_一）候様、

多思草初上足

古物志
上五卷

一 奧野匡作西田元明所法書子
同苗内為編輯

二 然也集初編 全紙二冊

右書以皮彫刻 毫公社後草存
多思山後草初上右有自多思料稿
全紙二冊 又河原町彫刻

幸以茂御所御書
成子公
久忍可服甘和上公

丙九月

丙御番所樣

西九月

西御番所様

恐れ乍ら此段願ひ上げ奉り候、以上

(坂本屋文書九二三二―一二)

〔文意例〕

恐れながら願ひいたす口上書き

②右の書について、この度版木を彫刻し(書物の)売り広めを致し度いと思ひますので、

恐れながら御許可願ひます。そのために恐れながら原稿を

全部で二冊御覧に入れ申しますので、③どうか彫刻し

売り広めることをお許し下さいますよう、

恐れながら願ひ上げます。以上

〔語意・語法〕

①同苗同姓。すなわち西田。三熊野集歌集。春・夏・秋・

②草稿下書き。あるいは原稿。「草」を「艸」に書く。

冬・恋・雑の各部に分かれる。

10 弟をおじの養子に

天保六年(一八三五)ごろのこと、喜一郎は同居させ

ている下の弟又三郎を、おじの養子にすることで話を進

めています。ただその場合も、反対のしようのない家庭の困窮を理由にして、許しをくれるように藩に願ひ出て

【弟又三郎養子に付き願ひ】

〔釈文〕

中之嶋村

①乍恐奉願上候口上 喜一郎

一私義、当村ニ而御高下ヶ紙之通所持仕、

祖父之代々書物商売仕来候処、②弟共追々

成人仕候得共、細元手ニ御座候得者、分譲致

遣候田畑等少も無御座、勿論

御城下続ニ而作業自然不得手罷上候付、③私共

縁類駿河町与助与申者方ニ相続人

無御座候付、私弟、三男又三郎与申者養子ニ被望候付、

④三ヶ年已前約束仕置御座候付、折々参り

店方手伝致居御座候処、此節引越させ

呉候様申出候付差遣申度奉存候、⑤私義

細元手之商人之義付而者、近年商売不景氣ニ

御座候付、多人数ニ而者家内養育難出来候付、

⑥幸ひ差遣候ハ、私母、兄弟合之事故先祖も歎

います。また、養子を決定するまでに、人柄を見極める期間を設けている点も興味深いものです。

〔読み下し文〕

①恐れ乍ら願ひ上げ奉り候口上

一私義、当村にて（而）御高下げ紙之通り所持仕り、

祖父之代々書物商売仕来り候処、②弟共追々

成人仕り候え（得）共、細き元手に

御座候えば（者）、分譲致し

遣し候田畑等少しも御座無く、勿論

御城下続にて作業自然不得手に

罷り在り候に付き、③私共

縁類駿河町与助と（与）申す者方に相続人

御座無く候に付き、私弟、三男又三郎と申す者

養子に望まれ（被望）候に付き、

④三ヶ年以前（已前）約束仕置き

御座候に付き、折々参り

店方手伝い致し居り御座候処、此節引越させ

① 久悲事就亦足

中尾村
岳希

秘美 尚村之法多下成之也亦持仕

祖又之代分書物多賣仕来少更^② 亦近之

成人社為在細元子法任為多續致

甚不同烟木少之此所任句端

御城下續為此無來自也石守子^③ 其月智

極款驛向針少册之中老云之相續人

此處在四月 初三男又二命 志以子 此即四月

(付箋)

④ 三ヶ年日前約束仕立書在四月 折八兼り

不替

在方手傳致在起計節引越 才也

不也

是如狼中如四月 乃在書中交多小 初也 ⑤

細尾中 為人 近年為賣而重氣

諸任身多人 教之 力也 亦以 難也 未也 月

⑥ 幸以 是身 念之 初 先祖 歎

(付箋)

印文

弟

一、事之成否不在其力之大小而在其心之誠否。誠則力亦隨之而足矣。故曰：誠者，天之道也。思誠者，人之道也。至誠而不動者，未嘗有也。有而未嘗損者也。無所損者，其謂之誠也。故君子以是而誠之也。故曰：誠之者，擇善而固執之者也。博學之，審問之，慎思之，明辨之，篤行之。有弗學，學之弗能，弗措也。有弗能，能之弗知，弗措也。有弗知，知之弗久，弗措也。人一能之，己百之；人十能之，己千之。果能此道矣，雖愚必明，雖柔必強。

(付箋)

正持言 七年祥乃全少

子心

子心言

子心

子心言

子心

子心言

子心

子心言

子心

子心言

子心

(付箋)

印文之紙 手物 亦 有 七 五 打 小

手物 亦 有 七 五 打 小

可申与奉存候、左候得者跡家内露命相続仕、
如何計歟難有仕合ニ奉存候間、⑦何卒格別之
御慈悲を以村方出放之義御聞濟被為

成下候様、御憐愍之御取扱之程乍恐
幾重ニも奉願上候、以上

(付箋)

「所持高 七斗八升九合八勺

家内 四十二才 喜一郎

三十一才 大二郎

二十六才 又三郎

三十二才 妻

六才 喜太郎」

(付箋)

「本文之趣、与助方今も奉願候

義ニ御座候」

(坂本屋文書九二三二―五)

くれ(呉)候様申し出で候に付き

差し遣し申し度く存じ奉り候、⑤私義
細き元手之商人之義に付いては(而者)、
近年商売不景氣に

御座候に付き、多人数にては

家内養育出来難く候に付き、

⑥幸い差し遣し候はば(ハ)、

私母、兄弟合之事故先祖も歎び

申す可しと存じ奉り候、

然(左)候えば後(跡)の家内露命相続仕り、

如何ばかり(計)か(歟)

有り難き仕合わせに存じ奉り候間、⑦何卒格別之

御慈悲を以つて村方出離(放)れ之義御聞濟み

成し下せられ(被_レ為_二成_一下)候様、
御憐愍之御取り扱_レい之程恐れ乍ら

幾重にも願_レい上げ奉り候、以上

(付箋)

「本文之趣、与助方今も願_レい奉り候

義に御座候」

〔文意例〕

①恐れ乍らお願いいたす口上書き

一私は、当村で（田畑の）高たかを下げ紙の通り所持いたし、

祖父の代から書物の商売を致して参りました。②弟達も次々と

成人いたしておりますが、（商売は）わずかな元手ですので（分けてやる事が出来ませんし）、分け与えてやるような田畑等は少しもございません。もちろん

（その田畑も中之嶋村は）御城下続き（の土地柄）で農作業も当然うまくいく訳がありません。③私共の親類で駿河町の与助という者の所には跡継ぎが

いませんので、私の弟で三男の又三郎という者を養子にと望んでいます。

④三年以上前に（口）約束をしてありましたので、（又三郎は先方に）時々出向いて

店の手伝いをし（人物を見極めてもらつ）ていましたが、この度（又三郎を）引越しさせて

くれ（正式に養子にくれ）るようにと（親類の与助から）申し出て来ましたので、送りたいと思います。⑤私は、

わずかな元手の商人のことですから、近年商売がうまくいきません

ので、多人数の家族では養うことが出来ません。

⑥幸いに（養子を）送つたならば、（先方の与助は）私の母と兄弟同士ですので、（さぞかし）先祖も歡ぶだろうと思います。そうすれば、後の家族はかろうじて生活いたせますし、

どれほどか有難き幸せと思うことでしょう。⑦どうか格別の

御慈悲で、村から出て行くことをお認め

下さいますよう。哀れみを以ったお取り扱いの程を、恐れ入りますが

重ねてお願いいたします。以上

(付箋)

「本文の内容に関して、与助よりもお願い申し上げます
いとうじょうごさます」

〔語意・語法〕

①中之嶋村喜一郎 書物屋の坂本屋喜一郎は、元々中之嶋村の居住であったことがわかる。もともと、この文書の年代が未詳であるが、坂本屋文書の中では、天保六年(一八三五)「未八月」の1項『買物独案内』出版願いと筆遣いが酷似している。この二つが同じ時期に同じ筆で書かれた可能性が高いといえようか。御高 城下町の高名な書物屋ではあるが、わずかとはいえ田畑を所持していることが分かる。祖父之代 2項〔二度目の出版願い〕には「親代」とある。

②追々 次々と。あるいは、だんだん。細元手 次に続く文章で所持田畑を言っているのだが、所持高を「元手」とはいわないので、ここは書物商売の元手のことになる。「細元手」の一言で、元手が少ない、だから書物屋は分

ける対象にはならないという判断まで含めている。この口上書きは恐らく天保六年のものだろうが、しかし、その時点で、先に見たように書物屋商売で成功していた喜一郎家は大量の版本を所持し、分け与えるに十分なほどの財力を備えている。分譲致遣候田畑等少も無御座所持高は「七斗八升九合八勺」で、田畑だけで生活を成り立たせるためには、通常一人一反、取れ高換算で二石五斗ほどが欲しい。喜一郎家は大人だけでも四人いるから、四反、六石が必要で、その七、八分の一しか所持していないことになる。それは分割相続出来るような所持高でないとはいえる。一方、侮ることの出来ないほどの書物屋の元手がある。一般的に商家の場合は田畑でその家政を判断することは出来ない。喜一郎は書物屋を「細元手」

と表現し、都合よく財産の少ない家を装っている。「ホ」のような文字が「等」。御城下続二而作業自然不得手城下町に隣接しているため、例えば水利等で制限を受けたり不具合が生じたり、あるいは町人が土地や作物を荒らしたりすることもあるのかも知れない、その分農業をやりにくいということか。「自然」は自ずと。罷在「罷」は複合した動詞を丁重にいう。「上」は「在」の誤りか。

③縁類 親類。与助与（興）「与（興）」は平仮名。通常三画目の横画を縦画と交差させずに、縦画に続く横画に書く。相続人跡取りのこと。与助の店の家督を相続するの意味。被望「被」は敬語。与助が望んだ。又三郎が養子に望まれたという受け身にとっては間違い。

④已前「以前」の「以」と音が同じため「已」を用いる。此節当節、近來の意味だが、ここではむしろ「この度」がふさわしいか。引越させ呉候様申出類縁の与助から喜一郎に宛てた、「三男又三郎を与助の家へ」引越しさせてくれ」という申し出。すなわち、与助が又三郎を養子にふさわしいと認め、正式に迎えるという正式な決定。つまり、これより前にある「約束仕置」は、ここで

養子が決まったのではなく、いわば口約束、仮契約。「手伝致居」は、与助の店を単に手伝ったわけではなく、手伝わせることで養子にふさわしいかどうかを判断するための瀬踏み（試用）期間。それを踏まえた上で、ここで最終決定し、うしろの（喜一郎がこれを了承し又三郎を）「差遣申」につながる。この④で、養子遣り取りの一連の手順を示している。三男又三郎の養子の件は、喜一郎と与助の当主同士の契約で、三男に発言権などないのだから、三男又三郎が「引越させ呉候様申出」と意向を表明したなどと取っては間違い。差遣申「差」は接頭語。意味を強めたり語調を整えたりする。「差遣」は、人、物などを相手に送る。「申」は補助動詞。奉存候「存」は横画抜き、左払いと縦画を一体化し、「子」につなげている。

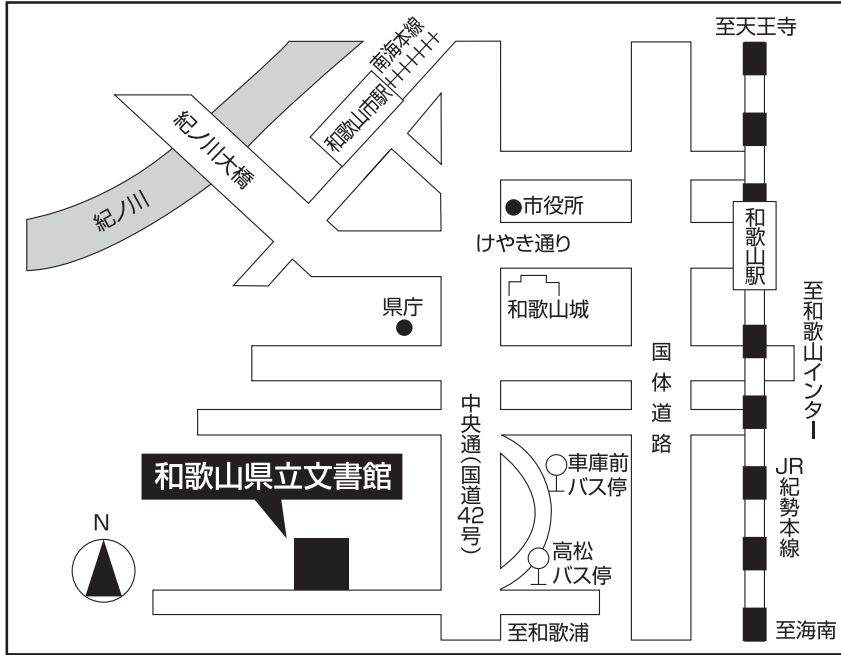
⑤多人数二而者家内養育難出来この「口上」は恐らく天保六年のものであろうが、それは喜一郎が多大な版木代を要する「買物案内」出版を願っていた時期に当たる。喜一郎家は「細元手之商人」のはずはなく、「近年商売不景気」「多人数二而者家内養育難出来」と述べる

ことにも違和感がある。養子の許しを得るために、難洪家を装おうとしたのだろう。

⑥兄弟合「合」は関係。親類の与助が喜一郎の母と兄弟関係で、喜一郎からみれば、おじに当たる。先祖も歎可申「可」は話者の意志。先祖も歎ぶだろうという推測ととればよい。「申」は補助動詞。上の動詞「歎」を丁寧に表示する。左候得者「左」は「然」。すでに述べてある事態を示す。そのように。そう。跡家内「跡」は「言」(ごんべん)の様な形が「足」(あしへん)。隣の「亦」は「ユ」(なべぶた)の下を四点と見なし、ただ三点だけ書く。たまに出てくる字だが、元の形と大きく隔たっているので覚えておきたい。露命相統「露命」は、はかない命。「相統」は、続けて行うこと。「露命を繋ぐ」(かろうじて生活する)と同義。如何計歎「如何計」(疑問文、推量文)は、どれほど。どのくらい。「如何計歎」は四文字ともかなくなりくずした形。

⑦慈悲 哀れみを請う際の慣用表現。村方「方」はそれに属する人たち。出放(離) 出て離れる。聞濟 承知すること。被為成下「被」も「為」も敬語で二重敬語。「被

為成下」で「して下さる」。ここでは「御聞濟」をして下さるで、御認め下さる。御憐愍之御取扱之程乍恐幾重と重複表現。「憐愍」は哀れみ。なさをかけること。「程」は名詞の表現を婉曲にする。「幾重二も」は何度も重ねて。(付箋) 喜一郎 喜一郎が当主で、第二人も同居していることが分かる。近世は単婚家族(一組の夫婦を中心にした家族)が基本で、父母どちらか一人と、当主夫婦、子供二人の五人家族が平均。喜一郎の家のように三十一歳と二十六歳にもなる弟を二人も同居させている例はめずらしい。大二郎 天保六年二月付け中野嶋邑庄屋善大夫「稼キ送り一札之事」(九二三一―五)に、「当村坂本屋喜一郎弟大次郎与申者、此度其御丁内雜賀屋十左衛門借家へ出稼キニ参り申所実正也」(多くの家持ちである十左衛門が所持している借家に住んで、出稼ぎをするの意)とあり、同じような時期に、次男大二郎も外へ出ようとしていたことが分かる。



〈利用案内〉

所在地

〒六四一〇〇五-1 和歌山市西高松一丁目三八

(TEL073-436-9540)

開館時間

火曜日～金曜日 午前10時～午後6時

土・日曜日・祝日及び振替休日 午前10時～午後5時

休館日

月曜日(その日が祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)

年末年始 12月29日～1月3日

館内整理日

1月 4日(その日が月曜日のときは5日)

2月～12月 第2木曜日(その日が祝日と重なるときはその翌日)

特別整理期間 10日間(年1回)

交通

JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅よりバスで約20分

和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分

和歌山県立文書館開館二十周年記念 古文書徹底解釈 紀州の歴史

平成二十六年三月三十一日発行

編集 和歌山県立文書館

発行 和歌山県

印刷 株式会社 ウイング

環境に配慮した用紙と、
植物性由来のインクを使用しています。
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



